



RIETI Discussion Paper Series 07-J-039

# 地域貿易協定による関税自由化の実態と GATT 第 24 条の規律明確化に与える示唆

上野 麻子  
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

## 地域貿易協定による関税自由化の実態と GATT 第 24 条の規律明確化に与える示唆\*

上野麻子\*\*

### 要 旨

本稿は、物品貿易に関する地域貿易協定について、WTO 整合性に関する現行の規律及びそれを取り巻く議論と地域貿易協定における関税自由化の実態を比較することにより、今後の地域貿易協定に対する規律の明確化の方向性について分析を行うものである。先進国間又は先進国・開発途上国間において物品貿易に関する地域貿易協定を締結する場合、GATT 第 24 条に基づき、関税その他の制限的通商規則を「実質上のすべての貿易 (substantially all the trade)」について「妥当な期間内 (within a reasonable length of time)」に撤廃 (eliminated) し、また域外国に対して関税その他の貿易障壁を高めてはならないとされているが、「実質上のすべての貿易」等の定義は明文上明らかではない。また、開発途上国間の地域貿易協定は、授權条項において、関税及び非関税措置の相互削減又は相互撤廃するための取極と規律されるのみで、GATT 第 24 条のような「実質上のすべての貿易」や「妥当な期間内」の関税撤廃といった要件は課されていない。このように地域貿易協定の GATT 整合性に係る要件が不明確であるという状況に加え、締結された地域貿易協定に対する WTO における審査も十分に機能しているとは言いがたい。一方、地域貿易協定に対する規律及びその運用が不明確な中、地域貿易協定の締結は実態として進んでおり、無秩序な地域貿易協定の乱立を避ける観点から、WTO ドーハラウンドのルール交渉において地域貿易協定に関する規律について議論が行われているところであるが、上述の要件についての議論は収斂していない。

本稿は、地域貿易協定の関税に関する「実質上のすべての貿易」及び「妥当な期間内」といった域内要件に関し、WTO 等におけるこれまでの議論を整理した上で、既に締結され発効した主要な地域貿易協定に関し、これらの要件との整合性の観点から地域貿易協定の関税自由化の実態について検証することにする。こうした実証的分析を行うことにより、地域貿易協定における関税自由化の実態が現在行われている WTO ルール交渉での規律明確化の議論に与え得る影響を考察し、今後の WTO における議論の方向性や現実的に合意可能な規律案についての示唆を得ることができると思う。

\* 本稿は、RIETI「地域経済統合への法的アプローチ」プロジェクト（代表：川瀬剛志ファカルティフェロー）の成果の一部である。なお、本ペーパーに述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、執筆者が所属する組織の見解を示すものではない。本稿の一部は「2007 年版不公正貿易報告書—WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策」（経済産業省、2007 年）の作成の基となった。

\*\* 経済産業研究所コンサルティングフェロー・欧州連合日本政府代表部二等書記官 / asako.ueno@mission-japan.eu

## I. はじめに

WTO の発表によると、WTO に通報された世界の地域貿易協定 (Regional Trade Agreement、自由貿易協定、サービス協定、関税同盟の総称) は、2006 年 10 月 15 日現在で 336 件となっており、そのうち、既に実施されているものは 214 件となっている<sup>1</sup>。WTO ドーハラウンドが停滞する中、EU はアセアン、インド、韓国との地域貿易協定の交渉を開始し、米国は 2007 年 4 月に韓国との地域貿易協定について大筋合意に達した。このように、近年米国、EU、日本といった世界貿易に大きな影響を与える国々が地域貿易協定の締結に積極的な姿勢を示している。一方、WTO は、2005 年 1 月に WTO のあり方に関する諮問委員会の報告書「WTO の将来 (The Future of the WTO)」(いわゆるサザランドレポート) を発表し、その中で地域貿易協定などの特恵的貿易取極が複雑に絡みあうスパゲティボール現象に対して懸念を表明したこと<sup>2</sup>は記憶に新しいところである。本稿は、このような懸念を念頭におき、地域貿易協定のうち、物品貿易に関する自由貿易協定及び関税同盟について、WTO 整合性に関する現行の規律及びそれを取り巻く議論と地域貿易協定における関税自由化の実態を比較することにより、今後の地域貿易協定に対する規律の明確化の方向性について分析を行うものである。

第 II 章で詳述するが、先進国間又は先進国・開発途上国間において物品貿易に関する地域貿易協定を締結する場合、GATT 第 24 条に基づき、関税その他の制限的通商規則を「実質上のすべての貿易 (substantially all the trade)」について「妥当な期間内 (within a reasonable length of time)」に撤廃 (eliminated) し、また域外国に対して関税その他の貿易障壁を高めてはならないとされている。しかしながら、後述のように「実質上のすべての貿易」の定義は明文上明らかではない。また、アセアン自由貿易地域、中国アセアン自由貿易協定等の開発途上国間の地域貿易協定は、1979 年の締約国団決定「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加 (以下「授権条項」)」において、関税及び非関税措置の相互削減又は相互撤廃するための取極と規律されるのみで、GATT 第 24 条のような「実質上のすべての貿易」や「妥当な期間内」の関税撤廃といった要件は課されていない。このように地域貿易協定の GATT 整合性に係る要件が不明確であるという状況に加え、締結された地域貿易協定に対する WTO における審査も十分に機能しているとは言いがたい。一方、地域貿易協定の規律及びその運用が不明確な中、地域貿易協定の締結は実態として進んでおり、無秩序な地域貿易協定の乱立を避ける観点から、WTO ドーハラウンドのルール交渉において地域貿易協定に関する規律について議論が行われているところである。しかしながら、早期通報制度の創設等を含む透明性メカニズムに関する合意<sup>3</sup>といった成果が一部みられるものの、上述の要件についての議論は収斂していない。

本稿は、地域貿易協定の関税に関する「実質上のすべての貿易」及び「妥当な期間」といった域内要件に関し、WTO 等におけるこれまでの議論を整理した上で、既に締結され発効した主要な地域貿易協定に関し、これらの要件との整合性の観点より地域貿易協定の関税自由化の実態に

<sup>1</sup> WTO, Report (2006) of the Committee on Regional Trade Agreements [hereafter “CRTA”] to the General Council, WT/REG/17, 24 November 2006, para. 4. なお、214 件の既に実施されている地域貿易協定の内、GATT 第 24 条に基づく自由貿易協定及び関税同盟が 147 件、授権条項に基づく地域貿易協定が 22 件、GATS 第 5 条に基づくサービス協定が 45 件となっている。

<sup>2</sup> P. Sutherland et al., *The Future of the WTO: Addressing Institutional Challenges in the New Millennium* (Geneva: WTO, 2004). 同報告書は地域貿易協定の増大について次のような現状認識を示している。“However, what has been termed the ‘spaghetti bowl’ of customs unions, common markets, regional and bilateral free trade areas, preferences and an endless assortment of miscellaneous trade deals has almost reached the point where MFN treatment is exceptional treatment” (*ibid.*, at 19 para. 60).

<sup>3</sup> WTO Negotiating Group on Rules, Report by the Chairman to the Trade Negotiations Committee, TN/RL/18, 13 July 2006, adopted by the WTO General Council 14 December 2006.

ついて検証することにする。先行研究として、WTO<sup>4</sup>、Cheong and Kwon<sup>5</sup>、Scollay<sup>6</sup>等の実証研究が既に行われているが、本稿の目的は、こうした実証的分析を行うことにより、地域貿易協定における関税自由化の実態が現在行われている WTO ルール交渉での規律明確化の議論に与え得る影響を考察し、今後の WTO における議論の方向性や現実的に合意可能な規律案についての示唆を得ることである。

本稿の構成は以下のとおりである。第 II 章では、地域貿易協定に関する WTO における現行の規律、WTO における地域貿易協定の審査及び WTO 紛争処理における事例について整理する。第 III 章では、現在行われている WTO ドーハラウンドのルール交渉における地域貿易協定に関する議論のうち、「実質上のすべての貿易」、「妥当な期間内」、開発途上国間の地域貿易協定に関する議論を概観し、WTO における地域貿易協定に関する規律明確化のこれまでの進展をみることにする。第 IV 章では、これまでに締結された主要な地域貿易協定における関税自由化に関し、「実質上のすべての貿易」や「妥当な期間内」といった域内要件との整合性を判断する上で主要な項目となる関税撤廃率、関税撤廃の例外品目、経過措置（関税撤廃期間及び関税撤廃の段階）についてその実態を検証し、さらに WTO ルール交渉における議論との関連について検討する。第 V 章では、前章の結果を受け、地域貿易協定の関税自由化の実態に基づき WTO ルール交渉における「実質上のすべての貿易」及び「妥当な期間内」の明確化に関する議論、開発途上国間の地域貿易協定に対する規律に関する議論の方向性や現実的に合意可能な規律案を探ることにする。

## II. 地域貿易協定に関する WTO の規律

地域貿易協定は、先進国間及び先進国・開発途上国間における協定の場合と開発途上国間における協定の場合とでは WTO における規律が異なる。このため、それぞれの場合について地域貿易協定に関する WTO における現行の規律、WTO における地域貿易協定の審査及び WTO 紛争処理の事例を通じて、これまでの WTO における地域貿易協定に関する規律明確化の進展をみることにする。

### 1. WTO における現行の規律

先進国間及び先進国・開発途上国間の物品貿易に関する地域貿易協定は、関税同盟、自由貿易地域、さらにこれらの形成のための中間協定に分類される。関税同盟の例としては EU が挙げられ、加盟国における全ての輸出入品を対象とし、域内の貿易を自由化するとともに、域外との貿易に関しては加盟国が共通関税率及び共通通商規則を採用し適用するものである。一方、自由貿易地域は締約国の原産品を対象として、締約国間の貿易の自由化を行うものであり、域外との貿易に関しては従前どおりそれぞれの締約国がそれぞれの関税率、通商規則を適用する

---

<sup>4</sup> WTO CRTA, Coverage, Liberalization Process and Transitional Provisions in Regional Trade Agreements, WT/REG/W/46, 5 April 2002.

<sup>5</sup> I. Cheong and K.D. Kwon, 'Assessing the Quality of FTAs and Implications for East Asia', Monash University Australian APEC Study Center Paper (2005), available at <http://www.apec.org.au/docs/koreapapers2/SXI-IC-Paper.pdf> (visited 24 August 2007).

<sup>6</sup> R. Scollay, "'Substantially All Trade': Which Definitions Are Fulfilled in Practice? An Empirical Investigation", A Report for the Commonwealth Secretariat, 15 August 2005, available at [http://www.thecommonwealth.org/shared\\_asp\\_files/uploadedfiles/ECFD8065-9E2C-425E-AEE3-D7ECBDC330DC\\_Substantially-alltrade.pdf](http://www.thecommonwealth.org/shared_asp_files/uploadedfiles/ECFD8065-9E2C-425E-AEE3-D7ECBDC330DC_Substantially-alltrade.pdf) (visited 24 August 2007).

ものである。地域貿易協定は、GATT 第 1 条に規定される最恵国待遇原則の例外であり、開発途上国同士が締結する協定を除き GATT 第 24 条に規定される要件を満たす必要がある<sup>7</sup>が、要件は域外要件と域内要件に大別される。

自由貿易地域については、域外要件として GATT 第 24 条第 5 項 (b) において、関税その他の通商規則に関し域外に対して障壁を高めないとされ、また、域内要件として同条第 8 項 (b) において、域内の原産品の「実質上のすべての貿易」について関税その他の制限的通商規則を撤廃することが求められている。

関税同盟については、域外要件として、自由貿易地域と同様に域外に対して障壁を高めないことに加え、GATT 第 24 条第 8 項 (a) (ii) により、域外に対し実質的に同一の関税その他の通商規則を適用することとされている。また、域内要件として、同項 (a) (i) において、関税その他の制限的通商規則を域内の「実質上のすべての貿易」において、又は少なくとも域内原産品の「実質上のすべての貿易」について撤廃することが求められている。

中間協定については、自由貿易地域、関税同盟それぞれ上述の規定が適用されるとともに、GATT 第 24 条第 5 項 (c) において、「妥当な期間内」に自由貿易地域・関税同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならないとされている。「妥当な期間」とは、「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 24 条の解釈に関する了解（以下「解釈了解」）」において、例外的な場合を除くほか、10 年を超えるべきでないとされ、10 年を超える期間が必要な場合にはその必要性について十分な理由を説明しなければならないとされている。さらに、下記 2 で詳述するが、地域貿易協定は、GATT 第 24 条第 7 項 (a) において WTO への通報が義務付けられている。

開発途上国間の地域貿易協定については、授權条項に基づく特則が存在する。授權条項パラグラフ 1 において、締約国は GATT 第 1 条の規定に関わらず、異なるかつ一層有利な待遇を他の締約国に与えることなしに開発途上国に与えることができるとされ、その適用範囲として、パラグラフ 2 (c) において「相互に輸入する産品に対する関税を相互に引き下げ又は撤廃し及び非関税措置を締約国により定められたる基準又は条件に従い相互に軽減し又は撤廃するための開発途上締約国間の地域的又は世界的な取極」を挙げている。また、これらの有利な待遇は、開発途上国の貿易を容易なものにし、かつ促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない（パラグラフ 3 (a)）、関税その他の貿易制限を最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となつてはならない（パラグラフ 3 (b)）という要件が課されている。さらに、パラグラフ 4 において、WTO に対する通報、要請があった場合の協議の機会の賦与が定められている。上述のとおり、授權条項においては、関税及び非関税措置の相互削減又は相互撤廃するための取極と規律されるのみで、GATT 第 24 条のような「実質上のすべての貿易」、「妥当な期間内」の関税撤廃といった要件は課されていない。

ここで論点となるのは、上述の要件のうち「実質上のすべての貿易」「妥当な期間内」「実質的に同一の」「その他の制限的通商規則」についての解釈が確立されていないことであり、このことが下記 2 で詳述するとおり、WTO における地域貿易協定の審査が必ずしも機能していない一因となっている。さらに、開発途上国間の地域貿易協定についてはそもそもこのような要件が課されていない。

---

<sup>7</sup> R.V. Fiorentino, L. Verdeja and C. Toqueboeuf, 'The Changing Landscape of Regional Trade Agreements: 2006 Update', World Trade Organization Discussion Paper No 12 (2006), 7 [footnote 20], available at [http://www.wto.org/english/res\\_e/booksp\\_e/discussion\\_papers12a\\_e.pdf](http://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/discussion_papers12a_e.pdf) (visited 7 September 2007).

本稿においては、自由貿易協定と関税同盟の域内要件に着目し、第1に、「関税その他の制限的通商規則」のうち、関税分野における「実質上のすべての貿易」要件について考察し、第2に、自由貿易地域と関税同盟の完成時期に関する「妥当な期間内」要件について考察を行うこととする。一方、域内要件のうち「その他の制限的通商規則」については、その対象範囲について解釈が確立されておらず、実証的分析の外延を定めることが難しい。さらに「その他の制限的通商規則」である非関税措置を例にとると、多くの地域貿易協定において非関税措置の新設・維持の禁止が規定されているものの、地域貿易協定によっては例外的に一部の非関税措置が維持される場合がある<sup>8</sup>。その場合、そもそも地域貿易協定締結前に全体としてどのような制限的措置があったのか、地域貿易協定によってそのうちどれだけ自由化されることになるのか実態の把握が困難である。以上の理由により、「その他の制限的通商規則」については、関税分野と比較して実証的分析が難しいことから、本稿における分析の対象として取り上げないこととする。

## 2. WTOにおける地域貿易協定の審査

地域貿易協定は、第24条第7項(a)においてWTOへの通報が義務付けられており、WTOが報告及び勧告を行うことができるように情報を提供しなければならないとされている。さらに、同項(b)において、中間協定の場合には、WTOは中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、その協定の当事国の意図する期間内に関税同盟若しくは自由貿易協定が設定される見込みがないか又はその期間が妥当でないと認めるときは、当事国に対して勧告を行うこととされ、当事国はその勧告にしたがってその中間協定を修正する用意がないときは、それを維持し又は実施してはならないとされている。

Matsushitaらによれば、GATT第24条第7項(a)の規定上は、自由貿易地域、関税同盟、これらの中間協定に参加することを「決定する(deciding)」締約国は、その旨を直ちにWTOに通告すると規定されていることから、当該文言は、将来の行動を通報することを示唆しており、将来の行動に関するGATT整合性は多国間による審査に委ねられていることから、WTO加盟国は「青信号」を与えられる前には、地域貿易協定を実施するのを控えるべきであると主張することが可能であろうとしている<sup>9</sup>。しかしながら、Matsushitaらの著書において、当初事前審査が想定されていたものが、事後審査となってきたと指摘されるように<sup>10</sup>、実態としてはWTOへの通報は協定の発効の後に行われることが多い。2006年6月15日時点のWTO資料に基づき計算すると、GATT第24条に基づく自由貿易地域及び関税同盟として既に実施され、かつWTOに通報されている137件の地域貿易協定のうち、実施に先だって通報が行われたのは22件にとどまっており、これら22件についても実施まで1ヶ月を切った直前の通報が多い<sup>11</sup>。このため、WTOでの審査は実態として事後審査の形で行われることが多いといえ、既に実施に移されてい

<sup>8</sup> 例えば、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(以下「日墨協定」)の附属書二は、関税以外の輸出入の禁止又は制限の例外として認められるメキシコの措置、具体的には石油、中古自動車等に関する非関税障壁の維持について定めている。同協定は以下のURLで入手可能である。  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161\\_1a.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf) (visited 28 August 2007).

<sup>9</sup> M. Matsushita, T.J. Schoenbaum and P.C. Mavroidis, *The World Trade Organization: Law, Practice and Policy*, 2nd ed. (Oxford: OUP, 2006), 561.

<sup>10</sup> *Ibid.*

<sup>11</sup> 以下のWTOホームページ([http://www.wto.org/english/tratop\\_e/region\\_e/region\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm))に示された情報を基に筆者が確認した。

る協定について、協定の当事国を含むコンセンサス方式<sup>12</sup>により審査が行われることになり、上述の WTO の権限は形骸化せざるを得ない。

WTO 発足以前は、地域貿易協定は締約国団に通報された個々の地域貿易協定毎に作業部会を設置し、GATT 整合性につき審査が行われてきたが、GATT 整合的であると主張する地域貿易協定の締結国側と GATT 非整合的な点があると主張する非締結国の間で、GATT 第 24 条の解釈を巡って対立を生ずることが多かった。実際、採択された審査報告書のうち GATT に完全に整合的であると明確に述べられたのはチェコとスロバキアによる関税同盟の 1 件だけである<sup>13</sup>。1947 年の GATT の下における地域貿易協定の審査について、Mathis は、地域貿易協定の締約国が勧告に対する拒否権を有している以上、審査手続は自己宣言的である<sup>14</sup>と評価している。

その後、地域貿易協定の増大に伴い、審査の効率化を図るため、1996 年に地域貿易協定委員会 (Committee on Regional Trade Agreements、以下「CRTA」) が設置され、通報された地域貿易協定の審査を統一的に実施することになった。CRTA 年次報告によれば、2006 年 11 月現在において、158 件の協定 (物品貿易に関する協定が 120 件、サービス貿易に関する協定が 38 件) を審査中であり、事実審査は進んでいるものの、審査報告書の採択にはいたっていない<sup>15</sup>。

### 3. WTO 紛争処理における事例

1947 年の GATT の下で、GATT 第 24 条に関し WTO 紛争処理パネルで争われた例としては、EC の地中海諸国からの柑橘類に対する特惠措置について GATT 第 1 条違反を問われたケース<sup>16</sup>がまず挙げられる。EC は、地中海諸国との間の特惠協定が GATT 第 24 条の自由貿易地域にあたりと主張したが、パネルは、本協定に関する GATT 締約国間の合意がないことから、締約国団による本協定に関する GATT 第 24 条整合性についての決定はなされていないとし、このため本協定の法的地位については未確定であるとした<sup>17</sup>。さらに、パネルは、本協定全体の GATT 第 24 条整合性の判断を求められておらず、また判断をすることは適切でないとして<sup>18</sup>、GATT 第 24 条整合性については判断を回避した。なお、本パネル報告書は採択されていない。

次に、特惠措置が GATT 第 24 条を根拠として正当化されるかという点が争点になった例として、EEC のバナナ事件が挙げられる。バナナ事件 I<sup>19</sup>においては、EEC によるアフリカ・カリブ・太平洋諸国 (以下「ACP 諸国」) からのバナナの輸入に関する片務的な特惠措置について、EEC と ACP 諸国との間のロメ協定が GATT 第 24 条によって正当化されるかが争われた。パネルにおいては、GATT 第 1 条、第 24 条、第 4 部との関係が争点となり、パネルは、GATT 第 24 条第 8 項 (b) において、自由貿易地域について、関税その他の制限的通商規則が一方の構成国の輸入のみでなく構成地域間 (between the parties) における実質上のすべての貿易について撤廃されている地域と明確に定義されており、EEC 自身も当該特惠措置が GATT 第 24 条のみでは

<sup>12</sup> WTO 協定第 9 条において、コンセンサス方式によって決定できない場合には、投票によって決定するとされているものの、これまでのところ投票が実施されたことはない。

<sup>13</sup> WTO CRTA, Synopsis of “Systemic” Issues Related to Regional Trade Agreements, WT/REG/W/37, 2 March 2000, para. 21.

<sup>14</sup> J.H. Mathis, *Regional Trade Agreements in the GATT/WTO: Article XXIV and the Internal Trade Requirement* (The Haag: T.M.C. Asser Press, 2002), 82.

<sup>15</sup> WTO, above at n 1, at para. 5.

<sup>16</sup> WTO Panel Report, *European Community—Tariff Treatment on Imports of Citrus Products from Certain Countries in the Mediterranean Region*, L/5776, 7 February 1985, unadopted.

<sup>17</sup> *Ibid.*, at para. 5.1 (b).

<sup>18</sup> *Ibid.*, at para. 5.1 (c).

<sup>19</sup> WTO Panel Report, *EEC—Member State’s Import Regimes for Bananas*, DS32/R, 3 June 1993, unadopted.

なく、GATT 第 4 部（貿易と開発）と組み合わせた上での GATT 第 24 条によって正当化されると考えている旨指摘し<sup>20</sup>、さらに、GATT 第 24 条の基準は第 4 部によって修正されないとした<sup>21</sup>。パネルは、その結論において、EEC の措置は GATT 第 1 条と非整合的なものであり、当該措置の法的正当化は、EEC がパネルにおいて述べた協定に対する GATT 第 24 条の適用によってではなく、GATT 第 25 条に基づく共同行動によってのみ可能となり得るとする<sup>22</sup>パネル報告書を出したものの、報告書の採択には至らなかった。さらに、バナナ事件 II<sup>23</sup>においても EEC がロメ協定において導入した関税割当制度は GATT 第 1 条違反とし、GATT 第 24 条第 8 項 (b) によって定義される自由貿易協定について「構成地域間 (between the constituent territories)」「構成地域の原産の産品 (originating in such territories)」と複数形を用いていることから、全ての構成地域の原産産品を自由化する義務を課す協定のみが GATT 第 24 条第 8 項 (b) に規定される自由貿易協定とみなされ、ACP 諸国が義務を負わない本協定における措置は同項 (b) に定義される自由貿易地域とは大きく異なるとし<sup>24</sup>、当該関税割当制度は GATT 第 24 条において正当化されない<sup>25</sup>としたが、本件においてもパネル報告書の採択は行われなかった。

WTO 体制となった後、地域貿易協定に関する上級委員会の報告書が数件出されているものの、これらは地域貿易協定に含まれる数量制限やセーフガード等の措置の WTO 整合性を判断したものであり、その判断に際し、当該協定が GATT 第 24 条の地域貿易協定に該当するかどうかについては明示的な判断を下していない。しかし、本稿に示唆的な事例としては、EU トルコ関税同盟の締結にあたりトルコが繊維に関する数量制限を導入したケースが挙げられる。パネルは、当該措置が GATT 第 11 条、第 13 条、繊維協定第 2 条第 4 項に違反するとし、当該措置は GATT 第 24 条によって許容されるとするトルコの主張をしりぞけた<sup>26</sup>。これに対し、トルコは、当該数量制限措置が GATT 第 24 条に基づいて正当化されるかどうかという論点について上級委員会に対して申し立てを行った<sup>27</sup>。上級委員会は、当該申し立てに関する事項の解決のためには GATT 第 24 条第 5 項柱書き（「この協定の規定は、……関税同盟……を組織 (the formation of customs union)」することを妨げるものではない (shall not prevent)。ただし、次のことを条件とする。」）が鍵となる規定であると指摘している<sup>28</sup>。上級委員会は、「関税同盟」の定義を参照することなしに GATT 第 24 条第 5 項柱書きを解釈することは不可能であると指摘した<sup>29</sup>。「関税同盟」の定義を示す GATT 第 24 条第 8 項 (a) (i) を見ると、「実質上の」という文言の解釈について WTO 加盟国は合意に達していない。しかしながら「実質上のすべての貿易」は全て (all) の貿易ではないにせよ、ある (some) 貿易よりもかなり多いもの (considerably more than merely some of the trade、斜体原文) であることは明らかであると上級委員会は指摘している<sup>30</sup>。他方、GATT 第 24 条第 8 項 (a) (i) が認める「柔軟性」の程度は「関税その他の制限的通商規則」が域内貿易の「実質上のすべてについて撤廃する」という基準によって制限されると述べてい

<sup>20</sup> *Ibid.*, at paras 364-372.

<sup>21</sup> *Ibid.*, at para. 369.

<sup>22</sup> *Ibid.*, at paras 374-5.

<sup>23</sup> WTO Panel Report, *EEC—Import Regime for Bananas on Tariffs and Trade Limited Distribution*, DS38/R, 11 February 1994, unadopted.

<sup>24</sup> *Ibid.*, at paras 156-164.

<sup>25</sup> *Ibid.*, at para. 164.

<sup>26</sup> WTO Appellate Body Report, *Turkey—Restrictions on Imports of Textile and Clothing Products*, WT/DS34/AB/R, adopted 19 November 1999, para. 3.

<sup>27</sup> *Ibid.*, at para. 41.

<sup>28</sup> *Ibid.*, at para. 43.

<sup>29</sup> *Ibid.*, at para. 47.

<sup>30</sup> *Ibid.*, at para. 48.



る<sup>31</sup>。また、第 8 項(a)に規定される「実質上の」の文言の通常の意味として質的及び量的要素があるとするパネルの意見を支持している<sup>32</sup>。

上級委員会は、GATT 第 24 条第 5 項柱書きの重要性を指摘し、この点を認識していないパネル報告について法解釈理由に誤りがあると指摘した<sup>33</sup>。上級委員会は、GATT 第 24 条第 5 項柱書きに関する分析に基づけば、以下の二つの要件が共に満たされた時にのみ GATT 非整合的な措置が GATT 第 24 条によって正当化され得るという見解を示した。すなわち、①争点となる措置が、GATT 第 24 条第 8 項(a)及び第 5 項(a)の基準を完全に満たすような関税同盟の形成に際して (upon the formation of a customs union ...) 導入されるものであること、②争点となる措置の導入が認められなければ関税同盟の形成が妨げられてしまうことの二つの要件を示した。加えて、これらの要件が満たされていることを証明するのは、他の GATT 規定と非整合的な措置について GATT 第 24 条を根拠として正当化する利益を求める国の側であるとした<sup>34</sup>。そして、上級委員会は、本件のパネルが次のことを法的に判断し、またしなかったと整理した。まず、EU トルコ間の協定が GATT 第 24 条と整合的かどうかという点について、パネルは訴訟経済の観点から評価する必要がないと判断した<sup>35</sup>。次に、パネルは、EU トルコ間の協定が GATT 第 24 条第 8 項(a)及び第 5 項(a)に整合的であるとの仮定の下、紛争当事国間で争われたトルコの数量制限措置の導入の GATT 整合性については、上記の第 2 の要件に限って審査した。この仮定、すなわちトルコ EU 間の協定が GATT 第 24 条の意味における「関税同盟」であるというパネルの仮定については上級委員会に対し上訴されていなかった。そのため上級委員会もこの点について判断しなかった<sup>36</sup>。パネルは、本ケースにおいて、トルコが他の GATT 整合的な手段、例えば原産地規則を用いることができたとの理由により、当該数量制限措置がなかったとしても、関税同盟の形成が妨げられないと判断していたが、上級委員会もこのパネルの判断を支持した<sup>37</sup>。結論として上級委員会は、本件では上記の第 2 の要件が満たされておらず、トルコも当該要件についての証明をしていないため、トルコの数量制限措置は GATT 第 24 条によって正当化されないとし、パネルの結論を支持した<sup>38</sup>。

なお、本ケースにおける「実質上のすべての貿易」に関する解釈は関税同盟の規定である GATT 第 24 条第 8 項(a)に関する解釈であるが、同条第 8 項(b)における自由貿易地域に関しても域内要件が関税同盟と同じであることから、これらの文言の解釈は自由貿易地域についてもあてはまると考えられる<sup>39</sup>。

その他の上級委員会報告としては、地域貿易協定と一般セーフガードとの関係において、アルゼンチン履物、米國小麦グルテン、米國ラインパイプのケースがある。パネル及び上級委員会は、地域貿易協定の締約国を一般セーフガード措置の対象から除外することについての WTO 整合性に関しては、一般的な解釈をする必要はないとして判断を回避する一方で、セーフガード調査段階での対象範囲とセーフガード発動段階での対象範囲に関するパラレリズムの必要性を強調した<sup>40</sup>。

<sup>31</sup> *Ibid.*, at para. 48.

<sup>32</sup> *Ibid.*, at para. 49.

<sup>33</sup> *Ibid.*, at para. 64.

<sup>34</sup> *Ibid.*, at para. 58.

<sup>35</sup> *Ibid.*, at para. 60.

<sup>36</sup> *Ibid.*, at paras 59 and 60.

<sup>37</sup> *Ibid.*, at para. 62.

<sup>38</sup> *Ibid.*, at paras 63 and 64.

<sup>39</sup> P. van den Bossche, *The Law and Policy of the World Trade Organization* (Cambridge: CUP, 2005), 659.

<sup>40</sup> WTO, Compendium of Issues Related to Regional Trade Agreements, TN/RL/W/8/Rev.1, 1 August 2002, paras 76 and 77.

### III. WTO ドーハラウンドにおける議論

地域貿易協定に関する GATT 上の規律が明確でなく、また WTO における審査についても必ずしも機能していないという前述 II の問題に対応するため、WTO ドーハラウンドのルール交渉において実体的規律の明確化、及び通報・審査手続等の手続的規律の改善について交渉が行われている。

#### 1. 実質上のすべての貿易

地域貿易協定の WTO 整合性に関する最大の争点の一つは、当該地域貿易協定が「実質上のすべての貿易」という要件を満たしているかという点である。しかし前述 II のとおり「実質上のすべての貿易」の解釈基準は確立されていない。これまで基準明確化のための議論が WTO において行われてきたが合意に達することができず、WTO ドーハラウンドのルール交渉における交渉項目の一つとなっている。

WTO 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第 3 条第 2 項によれば、協定の現行の規定の解釈は国際法上の慣習的規則、つまり条約法に関するウィーン条約第 31 条に従うとされている。同条によれば、条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い誠実に解釈するものとされている。

「実質上のすべての貿易」については、前述 II.3 に述べたとおり、トルコ繊維パネルにおいて「実質上の」の文言の通常の意味として質的及び量的要素があるとされた。この解釈には学説上も概ね見解の一致があると考えられ、例えば、Matsushita らは、文言の通常の意味の観点からは、「実質的」とは質的及び量的側面を有すると解され、「実質上のすべての貿易」が含まれるかを判断する際には、協定に含まれる（又は除外される）量と分野について考慮しなければならず、「すべて」とは協定に含まれる（又は除外される）ものと 100% との間の比較が必要であるとした上で、これ以上については曖昧であると述べている<sup>41</sup>。

WTO ルール交渉グループは、2002 年 8 月の報告書において「実質上のすべての貿易」については、その解釈が議論になっているとした上で、典型的な議論として量的側面、質的側面の 2 つの相互排他的でないアプローチを挙げている<sup>42</sup>。量的側面は、地域貿易協定の対象範囲が要件を満たしているか示すため、地域貿易協定締約国間の貿易の割合といった統計的なベンチマークを定義することを支持するものである一方、質的側面は、分野又は少なくとも主要な分野が地域貿易協定の域内貿易自由化において対象とされないことがないようにする要件をみるものである<sup>43</sup>。

上述の論点について、地域貿易協定を積極的に進めている主要国である EU、オーストラリア、日本等が「実質上のすべての貿易」について様々な考え方を WTO ルール交渉において示している。日本は、2005 年 10 月に提出した文書において、多くの WTO 加盟国は、少なくとも貿易額の 90% を対象とする関税の撤廃が必要であり、かつ主要な分野の除外は許されないという一般的な理解の下、地域貿易協定の交渉を行っている指摘し<sup>44</sup>、また、量的側面のみならず質的側

<sup>41</sup> M. Matsushita, T.J. Schoenbaum and P.C. Mavroidis, *The World Trade Organization: Law, Practice and Policy* (Oxford: OUP, 2003), 357. なお、当該記述は第 2 版 (Matsushita et al., above at n 9) にはない。

<sup>42</sup> WTO, above at n 40, at para. 68.

<sup>43</sup> *Ibid.*

<sup>44</sup> WTO, Submission on Regional Trade Agreements: Paper by Japan, TN/RL/W190, 28 October 2005, para. I.(1).

面についても評価する必要があると述べている<sup>45</sup>。日本が指摘した 90%の関税撤廃と、主要な分野の除外は許されないという一般的な理解は、EU メルコスール自由貿易協定の交渉の際に当該協定の WTO 整合性に関する見解として EU が示した EU スタッフペーパー等でも示されている理解である。この EU スタッフペーパーにおいて、「地域貿易協定が WTO 協定上の義務に反しているかどうかは、WTO 地域貿易協定委員会の審査結果又は紛争処理パネルの結果によってのみ判定される。しかしながら、これまでの協定審査結果からある程度の方向性を見出すことは可能である。『実質上のすべての貿易』とは、質的及び量的側面を持ち主要なセクターを除外することなく、締約国間の貿易量の 90%をカバーすることを意味すると理解されている。『主要なセクター』についてはウルグアイラウンド了解でも WTO 地域貿易協定委員会でも定義づけられていない。しかしながら各種の異なったセクターを実質的にカバーすることが WTO 整合性を確保する上で必須であろうことは明らかである」と述べている<sup>46</sup>。

さらに、量的側面及び質的側面については、それぞれ以下のような具体的な議論が行われている。第 1 に、量的側面については、WTO ルール交渉において貿易額ベースによるテスト及び品目数ベースによるテストについて議論が行われている。貿易額ベースによるテストは、地域貿易協定の締約国間のある時点の貿易額のうちどれだけが自由化されるかを計算するものである。このテストは、実際の貿易を反映したテストである一方、貿易の変動により影響を受けること、また、貿易が行われていない品目についてより多くの例外を認められやすくなるという問題点が指摘されており<sup>47</sup>、CRTA の調査においても、この方式は加盟国の貿易可能な (tradable) 品目についてではなく、貿易が行われた (traded) 品目についての見識を示すものとされ、地域貿易協定による自由化による潜在的な影響を明らかにするものではないとされている<sup>48</sup>。

一方、品目数ベースによるテストは、地域貿易協定の締結国の関税率表に存在する品目数をベースとし、そのうちどれだけの品目が自由化されるかを計算するものである。このテストの場合は、貿易の変動には左右されないものの、貿易額の大きい品目について多くの例外を設けた場合においても、全体としての自由化のカバレッジの割合が高くなる可能性があり、特に地域貿易協定の締約国間で貿易が行われている品目が非常に限られた品目に集中している場合にはこの懸念がより顕著となると指摘されている<sup>49</sup>。さらに、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約 (International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System) の附属書である国際統一商品分類 (以下「HS」) に基づく国際的に共通な関税分類は 6 桁までであり、各国はその下に 8 桁や 9 桁といった各国独自の関税分類の細分を設けている場合が多く、更に地域貿易協定のために新たに細分を作る場合もあるため、同じ HS6 桁分類の品目の中でも関税撤廃期間・段階の異なる品目が混在することになる。このため、関税撤廃率を HS6 桁分類で計算することには困難が伴う。韓国チリ自由貿易協定に関する CRTA のレポートにおいても、品目数ベースの関税撤廃率について韓国、チリそれぞれ

<sup>45</sup> *Ibid.*, at para. I.(3).

<sup>46</sup> 関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会平成 13 年 8 月 10 日配布資料 3-1「地域貿易協定について」は、EU メルコスール自由貿易協定に関する EU スタッフペーパーに言及しつつ、地域貿易協定の WTO 整合性に関する EC の見解を紹介している。同資料 3 頁には、「多くの地域協定に関与している EC は、貿易量の 90%を満たしていることをもって WTO 整合的としている」という記述があり、さらに、同資料 4 頁は EU スタッフペーパー中の WTO 整合性に関する見解を紹介している。同資料は、関税・外国為替等審議会関税部会企画部会 (平成 13 年 9 月 19 日) の資料の一部として次の URL で閲覧可能である。

<http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryuu/kanc130919d.pdf> (visited 24 August 2007). なお、EU は WTO ドーハラウンドにおけるルール交渉においては、90%という具体的な数字に言及していない。

<sup>47</sup> WTO, above at n 44, at para. III.1.

<sup>48</sup> WTO CRTA, above at n 4, at para. 11.

<sup>49</sup> WTO, above at n 44, at para. III.1.

の関税分類細分に基づいて計算を行っている<sup>50</sup>。一方で、国際的に共通な分類はあくまでも HS に基づく 6 桁までであり、各国の関税分類細分を用いた場合に自由化のカバレッジを高めるために恣意的に細分を運用することへの懸念の声も聞かれる<sup>51</sup>。

このような量的側面のアプローチについて、日本は、WTO ルール交渉において具体的な数字は示していないものの貿易額ベースによるテストを好むとし<sup>52</sup>、上述の問題点に鑑み補足的な手段、例えば貿易額の変動に対処するため定期的なレビューの実施等を組み合わせるべきとの立場を示している<sup>53</sup>。EU は、WTO ルール交渉において 2005 年 5 月に文書を提出し、その中で CRTA の 2002 年の報告書における「GATT/WTO の文脈において地域貿易協定のカバレッジを示すものとして伝統的に貿易額の割合による方法が好まれてきた」という一文<sup>54</sup>を紹介した上で、交渉グループにおける多くの WTO 加盟国の発言から判断すると未だにこれが実情であるように見えると述べ、EU としても貿易額ベースによるテストを支持する一方で、補完的に品目数ベースによるテストを組み合わせる可能性を模索する用意があると表明している<sup>55</sup>。一方、オーストラリアは、2005 年 5 月に提出した文書において品目数ベースによるテストを提唱し、具体的には、協定発効時に HS6 桁分類で 70%、協定発効後 10 年後には少なくとも HS6 桁分類で 95% について関税撤廃すべきとし<sup>56</sup>、さらに品目数ベースによるテストを補完するテストとして、高貿易品目テスト<sup>57</sup>を提案している。

第 2 に、質的側面については、様々な論点が各国より提示されているが、日本は、質的側面として主要な分野について完全に除外することは認められないという立場を示しており、その他にも地域貿易協定で導入される関税割当や関税引き下げ等についても考慮すべきと主張している<sup>58</sup>。EU は、「主要な分野」に関するより明確な定義、季節関税や関税割当等の影響の評価、見直し条項等の考慮が必要であるとしている<sup>59</sup>。

このように、量的側面については主要各国より評価手法について様々な案が提案されているものの、議論が収斂するには至らず、評価手法が定まらない中においては具体的な数値基準にまで議論が至っていない。また質的基準についても、議論の項目が挙がっているものの、具体的な議論は進んでいない。

## 2. 妥当な期間内

「妥当な期間内」については、前述 II.1 で述べたように、GATT 第 24 条の解釈了解において、例外的な場合を除くほか、10 年を超えるべきでないとされ、10 年を超える期間が必要な場合に

<sup>50</sup> WTO CRTA, Factual Presentation: Free Trade Agreement between the Republic of Korea and Chile (Goods). Report by Secretariat, WT/REG/169/3, 1 July 2005.

<sup>51</sup> WTO, above at n 44, at para. III.1.

<sup>52</sup> *Ibid.*, at para. III.3.

<sup>53</sup> *Ibid.*, at section IV.

<sup>54</sup> 原文は以下のとおり。“The percentage of trade method has been traditionally favoured as an indication of RTA coverage in the GATT/WTO context” (WTO CRTA, above at n 4, at para. 11).

<sup>55</sup> WTO, Submission on Regional Trade Agreements by the European Communities, TN/RL/W179, 12 May 2005, para. 8.

<sup>56</sup> WTO, Submission on Regional Trade Agreements by Australia, TN/RL/W180, 13 May 2005, paras 10 and 11.

なお、オーストラリアは「実質上のすべての貿易」のカバレッジは HS6 桁分類で 95% であるべきとする主張を既に 1998 年に行っている。See WTO CRTA, Communication From Australia, WT/REG/W/22, 30 January 1998.

<sup>57</sup> *Ibid.*, at paras 12-5. 高貿易品目とは、①地域貿易協定の相手国からの全体の貿易額の 0.2% を超える品目 (HS6 桁品目ベース)、または②相手国からの輸入貿易額の上位品目 (HS6 桁品目ベースで例えば 50 品目) とすることを提案し、これらの品目については協定の対象として 10 年以内の経過期間で関税撤廃をすべきとしている。

<sup>58</sup> WTO, above at n 44, at section V.

<sup>59</sup> WTO, above at n 55, at para. 10.

はその理由を十分に説明しなければならないとされている。一方で、この10年を超える「例外的な場合」とは具体的にどのような場合を指すのかについて確立された基準はなく、具体的には後述IVで詳述するが、近年の地域貿易協定において10年を超える経過期間を設ける例は少なくない。また、10年超の経過期間に関する「十分な説明」として何が求められるのかについてもWTOルール交渉における論点の一つとして挙げられている<sup>60</sup>。

このような状況に鑑み、EUはWTOルール交渉において、「例外的な場合」は限られた数の品目についてのみ適用すべきであり、経過期間を過度に引き延ばすべきではなく、開発途上国、特に後発開発途上国(LDC)にのみ認め、先進国に対しては認めるべきではないという考え方を示している<sup>61</sup>。中国は、「例外的な場合」について濫用を避けるためにも明確に定義すべきであるとし、開発途上国のみが「例外的な場合」を利用し、地域貿易協定において10年を超える経過期間を有する権利を持つと主張している<sup>62</sup>。日本は、地域貿易協定のWTO整合性について、量的側面に関しては10年の経過期間内に撤廃される関税に基づいて審査されるべきであり、経過期間の「例外的な場合」については更なる議論が必要とする一方、質的側面において関税撤廃の経過期間が10年を超える品目について、単に関税撤廃の除外とする品目とは異なる扱いをすべきであると主張している<sup>63</sup>。なお、前述1において紹介したオーストラリア提案(すなわち、協定発効時にHS6桁分類で70%について関税撤廃すべきであるとする提案)は、経過期間終了時のみならず協定発効時についても一定の関税撤廃率を求めるものである。これは経過期間内における経過措置に関しても一定の要件を課すことにより、経過期間中においても一定の自由化を保証することを目指すものといえるだろう。

### 3. 開発途上国間の地域貿易協定

EUは、先進国・開発途上国間の地域貿易協定と開発途上国間の地域貿易協定では開発の観点から同様の影響があり得るにもかかわらず、現行の規律では要件に大きな違いを設けていること、また、世界貿易の主要な構成員である開発途上国間で締結される地域貿易協定と世界貿易に占める割合が小さい開発途上国間の地域貿易協定とでは第三国に与える影響が異なるにもかかわらず規律が差別化されていないことから、現行の規律のあり方は公平性を欠いていると指摘している<sup>64</sup>。

これに対し、中国は、開発の側面より、地域貿易協定にかかる規律についても開発途上国に対しては特別かつ異なる待遇(S&D)が与えられるべきとし、この待遇は全ての開発途上国に与えられるべきであって、開発途上国をLDC以外の観点で再分類することは経済的に不可能かつ政治的に危険であると主張している<sup>65</sup>。また、GATT第24条の明確化や改善は授權条項に基づく開発途上国の権利を侵害するものであってはならないと主張している<sup>66</sup>。

## IV. 地域貿易協定における自由化の実証的分析

<sup>60</sup> WTO, above at n 40, at para. 57.

<sup>61</sup> WTO, above at n 55, at para. 12.

<sup>62</sup> WTO, Negotiation Group on Rules, Submission on Regional Trade Agreements by China: Paper by China, TN/RL/W185, 22 July 2005, para. 11.

<sup>63</sup> WTO, above at n 44, at sections II and V.

<sup>64</sup> WTO, above at n 55, at para. 16.

<sup>65</sup> WTO, above at n 62, at paras 5 and 6.

<sup>66</sup> *Ibid.*, at para. 7.

前述 III において、地域貿易協定に対する規律の明確化に関する WTO ルール交渉について、「実質上のすべての貿易」「妥当な期間内」等の要件に関する議論の現状を紹介した。このように各国の意見が収斂しない背景としては、地域貿易協定の締結が実態として先行する中で、今後の地域貿易協定の乱立への懸念からくる規律の明確化への要請と同時に、多くの地域貿易協定が CRTA において審査中であるという状況に鑑み、これまで自国が締結した地域貿易協定についての WTO 整合性を確保したいという思惑があるものと考えられる。このため、これまで各国が締結した地域貿易協定の内容が WTO ルール交渉において大きな影響を与えていることが予想される。実際、中国が WTO ルール交渉に提出した文書において、WTO に通報された地域貿易協定について WTO 事務局が貿易額及び品目数に関するカバレッジに関する調査を行うことを提案し、このような実証的調査は「実質上のすべての貿易」のベンチマークを創設する上で非常に役に立つであろうと述べている<sup>67</sup>。

このため、本稿は、物品貿易に関する地域貿易協定について、関税分野における域内要件である「実質上のすべての貿易」及び「妥当な期間内」に関する議論の方向性や現実的に合意可能な規律案を探るため、これらの要件の解釈の明確化に影響を与えると考えられる項目を取り上げ、実際の地域貿易協定の自由化の内容に分析を加えることとする。具体的には、「実質上のすべての貿易」要件に関しては、量的側面の観点から貿易額ベース及び品目数ベース双方による関税撤廃率（下記 1）、質的側面の観点から関税撤廃の例外品目（下記 2）について分析することとする。また、中間協定に関する「妥当な期間内」要件に関しては、関税撤廃までの経過措置として関税撤廃期間（下記 3(1)）及び関税撤廃の段階（下記 3(2)）について分析を行うこととする。また、開発途上国についても前述 III.3 に述べたとおり WTO における規律が異なることにつき議論となっているところであり、先進国、先進国・開発途上国間の地域貿易協定と開発途上国間の地域貿易協定における自由化の内容について比較を行うこととする。

その際、①GATT 第 24 条に基づく先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定、②授權条項に基づく開発途上国間の地域貿易協定に分けて分析を行い、上記①②の区分は、WTO への通報の際の区分に基づくものとする。具体的には、既に発効している地域貿易協定のうち、主要国が締結したものとして下記の地域貿易協定を分析対象とし、これらの協定の条文及び譲許表、WTO 文書、各国の報道資料、各種論文等に基づいて関税撤廃率、関税撤廃の例外品目、関税撤廃期間、関税撤廃の段階の比較分析を行うこととする。分析対象となる地域貿易協定の選定にあたっては、関税同盟又は自由貿易協定が世界貿易に与える影響が大きい国により締結されたもの（米国、EU）、WTO ルール交渉において積極的な発言を行っている国により締結されたもの（オーストラリア等）、また、上述の WTO ルール交渉における日本の立場の観点より、日本が既に締結した国（シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、タイ、チリ、ブルネイ、インドネシア）、あるいは現在交渉中、又は交渉の可能性を探っている国が締結しているもの（スイス、オーストラリア、インド、ベトナム、アセアン全体、GCC（湾岸協力理事会）、韓国）を念頭に置き、協定本文、譲許表等の資料の入手可能性を考慮した結果、下記 15 件の地域貿易協定を今回の調査対象とした。

#### ① 先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定（GATT 第 24 条に基づく協定）

<sup>67</sup> *Ibid.*, at para. 10. さらに中国は、ベンチマークの創設等による「新たに明確化された地域貿易協定の規律は、遡及的であるべきであり、すべての地域貿易協定に適用されるべきである」と述べている (*ibid.*, at para. 12)。

米州	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北米自由貿易協定(以下「NAFTA」)</li> <li>・ 米国・ヨルダン自由貿易協定(以下「米ヨルダン協定」)</li> <li>・ 米国・オーストラリア自由貿易協定(以下「米豪協定」)</li> <li>・ カナダ・チリ自由貿易協定(以下「加チリ協定」)</li> </ul>
欧州	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EEC 設立条約</li> <li>・ メキシコ・EU 自由貿易協定(以下「EU 墨協定」)</li> </ul>
オセアニア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オーストラリア・ニュージーランド経済関係緊密化協定(以下「豪 NZ 協定」)</li> <li>・ ニュージーランド・シンガポール経済関係緊密化協定(以下「星 NZ 協定」)</li> <li>・ タイ・オーストラリア自由貿易協定(以下「豪タイ協定」)</li> </ul>
アジア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国チリ自由貿易協定(以下「韓国チリ協定」)</li> </ul>
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本・シンガポール経済連携協定(以下「日星協定」)</li> <li>・ 日本・メキシコ経済連携協定(以下「日墨協定」)</li> </ul>

## ② 開発途上国間の地域貿易協定（授權条項に基づく協定）

アジア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセアン自由貿易地域(以下「AFTA」)</li> <li>・ 中国アセアン自由貿易協定(以下「中国アセアン協定」)</li> </ul>
米州	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南米南部共同市場(以下「メルコスール」)</li> </ul>

### 1. 関税撤廃率

#### (1) 先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定

先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定の貿易額ベース及び品目数ベースによる関税撤廃率は表 1 のとおりである。先進国間の地域貿易協定の場合、関税同盟である EEC 設立条約、自由貿易協定のうち、豪 NZ 協定、星 NZ 協定については農産品・鉱工業品<sup>68</sup>を問わず全ての品目につき関税撤廃を約束している。米豪協定については、オーストラリア側は全ての品目について関税撤廃を行うものの、米国側は農水産品に例外品目を有しており、全体として貿易額ベースで 99%以上、品目数ベースで約 98.8%の関税撤廃率となっている。日星協定については、シンガポール側は全ての品目について関税撤廃したものの、日本側が農林水産品<sup>69</sup>・鉱工業品において関税撤廃の例外品目を有しているため、全体としては貿易額ベースで約 98.5%、品目数ベースで約 86%の関税撤廃率となっており、品目数ベースの関税撤廃率が 90%を下回っている。

先進国・開発途上国間の地域貿易協定の場合、豪タイ協定については、全品目について関税撤廃を約束している。NAFTA、米ヨルダン協定、加チリ協定、EU 墨協定は、鉱工業品につい

<sup>68</sup> 農水産品は HS1 類から 24 類、鉱工業品は HS25 類以降の品目であるが、25 類以降の品目の内 WTO 農業協定附属書に記載されている品目については農水産品に含む場合がある。

<sup>69</sup> 農林水産品は農水産品に WTO 農業協定対象品目、HS44 類及び 46 類の林産品を加えたもの。

ては例外品目なく関税撤廃するものの、農水産品について例外品目を有している。このため、全体としての関税撤廃率は、NAFTA は貿易額ベースで 99%以上、品目数ベースで 97%以上、米ヨルダン協定は貿易額ベース、品目数ベース共に 99%以上、加チリ協定は貿易額ベースで約 99.6%、品目数ベースで約 98%、EU 墨協定は貿易額ベースで約 97.1%、品目数ベースで約 94%となっている。韓国チリ協定においては、韓国側が農水産品に、チリ側が鉱工業品に例外品目を有しており、全体として貿易額ベースで約 98.6%、品目数ベースで約 97.4%の関税撤廃率となっている。日墨協定においては、両国ともに農林水産品・鉱工業品に例外品目を有しており、全体として貿易額ベースで約 96%、品目数ベースで約 90%の関税が撤廃される。

上記分析によれば、今回分析対象とした先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定においては、貿易額ベースの場合の方が品目数ベースの場合よりも関税撤廃率が高くなる傾向があることがわかった。これは、センシティブな品目については通常 MFN 関税率が高いことが多く、また、高関税品目については貿易額が少ないことが多いため、センシティブな高関税品目が例外品目となる場合にこのような結果につながると考えられる。EU や日本が WTO ルール交渉において貿易額ベースによるテストを選好する理由は、この方式の方が一般的傾向として関税撤廃率の数字が高くなることが背景にあると考えられる。また、今回分析対象とした協定中、日星協定の品目数ベースの関税撤廃率を除き、貿易額ベース、品目数ベースのいずれも 90%以上の関税撤廃率となっている。一方、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールは自国の関税撤廃率が 100%と高いレベルの関税撤廃を実現しており、オーストラリアが WTO ルール交渉において品目数ベースで 95%の関税撤廃率という高い基準を主張している背景は、自国の地域貿易協定の関税撤廃率の高さを背景としているものであると考えられる。仮にオーストラリアが主張する品目数ベースで 95%の基準を適用した場合には、EU 墨協定、日墨協定、日星協定については当該基準に満たない協定となることがわかる。なお、詳しくは後述するが、関税撤廃率が 100%ではない場合、例外とされているのはほとんどの場合において肉類、乳製品、砂糖、果物等の農産品であり、鉱工業品が例外とされている例は非常に少なく、例としては韓国チリ協定のチリ側の冷蔵庫や日星協定における日本側の石油製品・石油化学製品の一部や皮革・皮革製品・履物等、日墨協定にける日本側、メキシコ側双方の皮革・皮革製品・履物の一部、メキシコ側の大型トラック、バス等が挙げられる。

## (2) 開発途上国間の地域貿易協定

開発途上国間の地域貿易協定の貿易額ベース及び品目数ベースによる関税撤廃率は表 2 のとおりである。

関税同盟であるメルコスールは、域内関税を原則撤廃したものの、砂糖等各国毎に除外品目が認められており、域内の関税撤廃率は貿易額ベースで約 95%となっている。

AFTA については、アセアン原加盟国<sup>70</sup>は 2010 年、新規加盟国の 4 カ国（以下「CLMV<sup>71</sup>」）は 2015 年を目標に関税撤廃を目指しており、最終的な関税撤廃率は品目数ベースで約 99%となる予定である。また、AFTA 実現のためのメカニズムとして関税率を 0~5%とする共通有効特惠関税（CEPT）があり、各国は毎年 CEPT 対象品目を見直し拡充を行っているが、2002 年時点の CEPT 対象品目は品目数ベースによる全加盟国の数値で約 83%（アセアン原加盟国は約

<sup>70</sup> ブルネイ(ブルネイは 1984 年に ASEAN に加盟したが、AFTA の文脈においては原加盟国扱いとされている)、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ。なお、同 6 カ国は中国アセアン協定ではアセアン 6 と呼ばれる。

<sup>71</sup> カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム。



98%) となっている。

中国アセアン協定については、最終税率を 0~5%までに引き下げる「センシティブトラック」品目が設けられ、中国及びアセアン原加盟国に対しては、HS6 桁分類の品目数で 400 品目以内及び輸入額の 10%以内、CLMV は HS6 桁分類の品目数で 500 品目以内の上限があるため、この分を差し引くと、貿易額ベース及び品目数ベースでの最終的な関税撤廃率は少なくとも 90%以上となるとみられる。

このように、開発途上国間の地域貿易協定については「実質上のすべての貿易」という要件はないものの、今回分析対象となった開発途上国間の地域貿易協定についてみる限りでは、品目数ベースあるいは貿易額ベースにおいて最終的に 90%以上の関税撤廃率の実現を目指したものとなっているといえる。

(表 1) 先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定の関税撤廃率

地域貿易協定名 括弧内は協定発効年月日	関税撤廃率(貿易額ベース)	関税撤廃率(品目数ベース)
EEC 設立条約 (58.1.1) <sup>72</sup>	100%	100%
豪 NZ (83.1.1) <sup>73</sup>	100%	100%
NAFTA (94.1.1) <sup>74</sup>	全体 99%以上 鉱工業品 100%	全体 97%以上 鉱工業品 100%
加チリ (97.7.5)	全体 99.6% <sup>75</sup> 加側 100% チリ側 99.5%	全体 98% <sup>76</sup> 鉱工業品 100% 農水産品 87%
EU 墨 (00.7.1) <sup>77</sup>	全体 97.1% EU 側 97.6% 墨側 96.8% 鉱工業品 100% 農産品全体 58.6% EU 側 80.7% 墨側 42.6% 水産品全体 99.4% EU 側 100% 墨側 88.7%	全体 94% EU 側 92% 墨側 97% 鉱工業品 100% 農水産品 68% EU 側 65% 墨側 75%
星 NZ (01.1.1) <sup>78</sup>	100%	100%
米ヨルダン (01.12.17) <sup>79</sup>	全体 99%以上 鉱工業品 100%	全体 99%以上 鉱工業品 100%

<sup>72</sup> 貿易額ベース、品目数ベース共に次の文章を参照した。Art. 8(1) and Art. 14(2) of the Treaty establishing the European Economic Community [EEC Treaty] (1958) 294 UNTS 18 (original French version); (1958) 298 UNTS 11 (English translation); also available at <http://eur-lex.europa.eu/fr/treaties/dat/11957E/tif/11957E.html> (visited 16 September 2007).

<sup>73</sup> 貿易額ベース、品目数ベース共に次の文書を参照した。WTO, Australia and New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement (ANZCERTA), Free Trade Agreement Between Australia and New Zealand, Biennial Report on the Operation of the Agreement, Communication from the Parties to the Agreement, WT/REG111/R/B/1, 9 November 2000, para. II.1.

<sup>74</sup> 「全体」の関税撤廃率(貿易額ベース及び品目数ベース)は、WTO CRTA, Draft Report on the Examination of the North American Free Trade Agreement, Note by the Chairman, WT/REG4/W/1, 28 September 2000, para. 14 による。ただし、10年以内の関税撤廃率であることに留意。「鉱工業品」の関税撤廃率は North American Free Trade Agreement, Annex 302.2: Schedule of Canada, Mexico and the United States, available at <http://www.sice.oas.org/Trade/NAFTA/NAFTATCE.ASP> (visited 11 September 2007)による。

<sup>75</sup> 「全体」「加側」「チリ側」共に、WTO CRTA, Canada-Chile Free Trade Agreement: Questions and Replies, WT/REG38/4, 16 September 1998, Annex Iによる。

<sup>76</sup> 関税・外為審議会関税分科会企画部会「地域貿易協定における関税制度上の主要論点」(2001年8月10日、<http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryoku/kanc130810c2.pdf> (2007年9月11日閲覧))参照。

<sup>77</sup> 品目数ベースの関税撤廃率は、Cheong and Kwon, above at n 5, at 4-7 の“EU-MEXICO FTA”の記述を基に筆者が計算した。貿易額ベースの関税撤廃率は、WTO CRTA, Free Trade Agreement between the European Communities and Mexico: Communication from the Parties, WT/REG109/3, 27 August 2001, para. II.1 を参照した。

<sup>78</sup> Art. 4 of the Agreement between New Zealand and Singapore on a Closer Economic Partnership, available at <http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebc3874192cbc22/anzscep.pdf?MOD=AJPERES> (visited 24 August 2007).

<sup>79</sup> 「全体」の関税撤廃率は、WTO CRTA, Free Trade Area between the United States and Jordan, Goods Aspects: Communication from the Parties, WT/REG134/3, 2 March 2004, para. II.1 による。「鉱工業品」の関税撤廃率は、Agreement between the United States of America and the Hashemite Kingdom of Jordan on the Establishment of a Free Trade Area, Tariff Schedule of the United States and Jordan (2002) 41 ILM 63; also available at [http://www.sice.oas.org/Trade/us-jrd/USA\\_JOR\\_e.asp](http://www.sice.oas.org/Trade/us-jrd/USA_JOR_e.asp) (visited 11 September 2007)を参照した。

(表 1) 先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定の関税撤廃率 (続き)

地域貿易協定名	関税撤廃率(貿易額ベース)	関税撤廃率(品目数ベース)
日星 (02.11.30) <sup>80</sup>	全体 98.5% 星側 100% 日本側 93.8%	全体 86% <sup>81</sup> 星側 100% 日本側 76.9% 鉱工業品 星側 100% 日本側 95.6% <sup>82</sup> 農林水産品 星側 100% 日本側 21.3% <sup>83</sup>
韓チリ (04.4.1) <sup>84</sup>	全体 98.6% 韓国側 99.9% チリ側 96.2%	全体 97.4% 韓国側 96.3% チリ側 98.8% 鉱工業品 韓国側 99.8% <sup>85</sup> チリ側 99.5% 農水産品 韓国側 76.5% チリ側 95.7%
米豪 (05.1.1) <sup>86</sup>	全体 99%以上 米側 99.2% 豪側 100%	全体 98.8% 米側 98.1% 豪側 100% 鉱工業品 100%
豪タイ (05.1.1) <sup>87</sup>	100%	100%
日墨 (05.4.1) <sup>88</sup>	全体 96% <sup>89</sup>	全体 90% 日本側 86% 墨側 93% 鉱工業品 日本側 99% 墨側 99% 農林水産品 日本側 46% 墨側 57%

<sup>80</sup> 特記のあるものを除き、財務省「協定の具体的内容の概要」(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/ka140115d.pdf> (2007年9月11日閲覧))を参照した。

<sup>81</sup> 財務省、同上文書を基に筆者が計算した。

<sup>82</sup> 財務省、同上文書参照。

<sup>83</sup> 財務省、同上文書参照。

<sup>84</sup> WTO CRTA, above at n 50, at Annex Table A.1 及び A.2 参照。ただし、貿易額ベース及び品目数ベースの「全体」の関税撤廃率は当該資料を基に筆者が計算した。

<sup>85</sup> *Ibid.* 地域貿易協定委員会は 50 類の DDA 後再協議品目を鉱工業品として計算している。当該品目は WTO 農業協定対象品目であるため、これらの品目を除くと鉱工業品の関税撤廃率は 100%となる。

<sup>86</sup> Scollay, above at n 6, at 12 and 16. ただし、貿易額ベースの「全体」の関税撤廃率は当該文献 (*ibid.*, at 16) を基に筆者が加筆した。

<sup>87</sup> WTO CRTA, Factual Presentation, Free Trade Agreement between Thailand and Australia (Goods): Report by the Secretariat, WT/REG185/3, 7 August 2006, paras 15 and 16.

<sup>88</sup> 品目数ベースの関税撤廃率は、外務省「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の説明書」(available at [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161\\_1b.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1b.pdf) (visited 24 August 2007))を基に筆者が計算した。

<sup>89</sup> WTO, Trade Policy Review Body, Trade Policy Review—Japan. Minutes of Meeting. Addendum,

(表 2) 開発途上国間の地域貿易協定の関税撤廃率

地域貿易協定名	関税撤廃率(貿易額ベース)	関税撤廃率(品目数ベース)
メルコスール (91.11.29)	95% <sup>90</sup>	不明
AFTA (92.1.28)	不明	全体 99% <sup>91</sup>  (参考) <sup>92</sup> CEPT 対象品目 全体 83% アセアン原加盟国 98% CLMV 50% (2002 年時点)
中国アセアン <sup>93</sup>  枠組協定(アーリーハー ベストを含む)(03.7.1) 物の貿易に関する協定 (05.1.1)	不明 (ただし、中国及びアセアン 原加盟国については、協定 上センシティブトラックは 総輸入額の 10%以内となっ ており、関税撤廃率は少な くとも 90%以上となると考 えられる。)	全体 95% ブルネイ 98% カンボジア 90% 中国 95% インドネシア 93% ラオス 98% マレーシア 93% ミャンマー 95% フィリピン 93% シンガポール 99.9% タイ 93% ベトナム n.a.  (センシティブトラック品目を除 いた割合であり、センシティブト ラック品目でも関税撤廃される 品目もあることが予想されるこ とから、実際の関税撤廃率はこれ らを上回る可能性がある。)

WT/TPR/M/142/Add.1, 12 April 2005, 164.

<sup>90</sup> メルコスールの関税撤廃率(貿易額ベース)はブラジル外務省ホームページ参照。

See [http://www.mre.gov.br/ingles/politica\\_externa/mercosul/merco\\_intro.asp](http://www.mre.gov.br/ingles/politica_externa/mercosul/merco_intro.asp) (visited 24 August 2007).

<sup>91</sup> ASEAN Secretariat, *Southeast Asia: A Free Trade Area* (Jakarta: ASEAN, 2002), 2, available at <http://www.aseansec.org/pdf/afta.pdf> (visited 11 September 2007) に記載された一般的除外 (GE) 品目 1.09%を筆者が差し引いて得た最終的な関税撤廃率の目標値。

<sup>92</sup> Cheong and Kwon, above at n 5, at 10 [Table 6]. AFTA 実現のため共通有効特惠関税 (CEPT) が導入され、アセアン原加盟国については 2002 年、CLMV についても一番遅いカンボジアで 2007 年までに CEPT 適用品目について関税率を 5%以下に引き下げることとされている。CEPT の例外としては、一般的除外品目、一時的除外品目、センシティブ品目があるが、一時的除外品目、センシティブ品目については最終的に CEPT 適用品目とすることとされており、随時 CEPT 適用品目への移行及び関税引き下げが行われてきている。なお、アセアン年次報告書 2004-2005 年版によれば、2003 年においてアセアン原加盟国の CEPT 適用対象品目の内、64%について関税が撤廃されている。ASEAN, *Annual Report 2004-2005* (Jakarta: ASEAN, 2006), 25, available at <http://www.aseansec.org/AR05/PR-Prosperity.pdf> (visited 11 September 2007).

<sup>93</sup> 品目数ベースの関税撤廃率は、Agreement on Trade in Goods of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China, Annex 2, Appendix 1: Sensitive List and Appendix 2: Highly Sensitive List, available at <http://www.aseansec.org/16646.htm> (visited 24 August 2007)より各国別にセンシティブトラック品目(センシティブ品目及び高度センシティブ品目を併せたもの)を除いた数値を筆者が計算した。「全体」の数値は同資料を基に、筆者がベトナムを除いた 10 カ国のセンシティブトラック品目の合計を計算し (2711 品目)、HS2002 における 6 桁分類の合計 5224 品目 (× 10 カ国分) における割合を計算した。

## 2. 関税撤廃の例外品目

関税撤廃の例外品目は、その内容に着目することにより、「実質上のすべての貿易」の質的側面、つまり、分野又は少なくとも主要な分野が地域貿易協定の対象とされないことがないようにするという要件について考察が可能である。本稿における例外品目とは、関税が最終的に撤廃されない品目を指しており、協定毎の主要な例外品目は表3及び表4のとおりである。

関税撤廃の例外としては、①協定上何ら関税撤廃の約束のない品目又は協定上関税を撤廃しないと約束している品目（新規関税の導入及び関税引き上げ禁止、以下「スタンドスティール<sup>94</sup>」）なし）、②関税撤廃を行わない（スタンドスティールあり）又は関税維持の約束をしている品目、（以上①②が除外品目）③協定発行時においては関税撤廃の対象外であるが、明示的に将来の再協議の対象としての約束をしている品目（再協議品目）、④関税撤廃は行わず、関税引き下げ、関税割当（無税枠、低関税枠）のみを行う品目、に大別される。関税割当とは、通常のMFN 関税率（枠外税率）よりも低い関税（枠内税率）を一定の輸入量・額に限って適用する制度であるが、グローバルな一般関税割当制度とは別に、地域貿易協定において相手国のみに対する特別の無税又は低関税の関税割当制度を設けるというものである。なお、これらの措置は品目によっては組み合わせて用いられることもある。

①の関税撤廃を行わず、スタンドスティールもない例としては、日星協定における日本側の農林水産品の有税品目、及び石油製品・石油化学製品の一部、皮革・皮革製品・履物等が挙げられる。同協定においては、譲許表の形式が関税撤廃を行う品目のみを記載するポジティブ・リスト<sup>95</sup>であり、かつ、それ以外の品目についても協定上スタンドスティール規定がない。そのため、上記の品目については何らの約束もされていない。一方、日墨協定においては、譲許表において全ての品目が記載されているが、コメ・リンゴ等の除外品目については、関税の撤廃・引き下げから除外すると明記され、また協定上これらの品目についてスタンドスティールの規定はない。

②の関税撤廃を行わないもののスタンドスティールがある例としては、加チリ協定におけるカナダ側、チリ側双方の乳製品、鶏肉、卵、韓国チリ協定における韓国側のコメ、リンゴ、ナシ等、チリ側の小麦、小麦粉、冷蔵庫等、米ヨルダン協定における米国側、ヨルダン側双方のタバコ、タバコ製品、NAFTA における米加間の米国側乳製品、ピーナッツ、砂糖、綿等、カナダ側の乳製品、鶏肉、卵等、加墨間のカナダ側、メキシコ側双方の乳製品、鶏肉、卵、砂糖等が挙げられる。現行関税率の維持の例としては、米豪協定における米国側の砂糖等が挙げられる。

③の再協議を採用している例としては、EU 墨協定において協定発効後3年以内に再協議を行う品目としてEU 側、メキシコ側双方の肉類、乳製品、穀物、砂糖等があり、さらにEU 側の切花等、メキシコ側のコーヒー等が挙げられる。これらの再協議品目については、後述のとおり切花等については一部無税枠、卵等については一部低関税枠が設けられている品目がある。また、韓国チリ協定においては、韓国側にドーハラウンド（DDA）以降再協議を行う品目として牛肉等の肉類、大麦、ニンニク、タマネギ、乳製品等があり、牛肉、鶏肉等については無税

<sup>94</sup> スタンドスティールは関税の引き上げ及び新規導入の禁止を規定する場合が多いが、米ヨルダン協定の場合には関税の引き上げの禁止については明示的に規定されておらず、新規導入の禁止のみが規定されている。

<sup>95</sup> 今回分析対象とした協定においては、ポジティブ・リスト形式の譲許表は少数派であり（例として、日星協定、AFTA）、関税撤廃を行うか否かにかかわらず全品目を掲載する方式（例えば、日墨協定）が大勢であったが、例外的な経過措置を有する品目についてネガティブ・リスト方式（例えば、豪NZ協定）で記載する例もある。

枠を設定した上で再協議品目とされている。日墨協定においては、除外品目のうち、砂糖・砂糖製品の一部、パイナップル等の一部の品目について協定発効後4年目以降の再協議が、無税枠を設定している牛肉、鶏肉、オレンジ、及び低関税枠を設定している豚肉、オレンジジュースについては、協定発効後5年目の再協議が設定されている。また、地理的表示（GI）への関心が高いEUは、EU墨協定においてメキシコ側の知的財産権の進展とともに見直しを行う品目（例としてチーズ、ワイン等）を設けている。

④の関税引き下げの例としては、日墨協定におけるイワシ、イカ、米ヨルダン協定の酒類、中国アセアン協定における高度センシティブトラック品目の例がある。また、関税割当枠の設定の例としては、無税枠は米豪協定における米国側のチーズ・粉乳等の乳製品、EU墨協定におけるEU側の切花等、低関税枠はEU墨協定におけるEU側マグロ・カツオ加工品、卵等、メキシコ側のマグロ加工品の例がある。日墨協定においては③に記述した再協議を伴う無税枠・低関税枠対象品目の他に、はちみつ、トマトピューレー等の再協議を伴わない無税枠の例がある。

これまで見てきたように、地域貿易協定においては、関税を撤廃する品目、その対極として関税に関する取極がなされず協定の対象とされていない除外品目以外にも、例外品目として様々な中間的な取極が定められている品目が多いことがわかる。地域貿易協定は「実質上のすべての貿易」について関税を撤廃することを目指しており、関税撤廃品目が定められているのは当然である。しかし、これまで見てきたように、多くの地域貿易協定では関税の維持が許容される品目も定められている。具体的には、特定の品目について関税に関する取極がなく関税撤廃義務が最初から生じない場合、あるいは、関税撤廃の除外品目とすることを明示的に定める場合である。さらに、スタンドスティルの義務を伴いつつ関税を維持することを許容する場合や、再協議品目として定める場合など様々な中間的な取極が設けられることもある。「実質上のすべての貿易」の質的側面に関する論点としては、分野又は少なくとも主要な分野が地域貿易協定の域内貿易自由化において対象とされないことがないようにするという要件との関係で、(i)地域貿易協定の域内貿易自由化の対象とされないとはどのような状態を指すのか、例外品目のうちどこまでがこの状態として捉えられるのかという対象範囲の問題、及び(ii)これら地域貿易協定の域内貿易自由化の対象とされない上記(i)の品目が、「分野」又は「主要な分野」を構成し得るのかという「分野」及び「主要な分野」の定義の問題が挙げられる。

#### (1) 関税撤廃の対象範囲の問題

上記の①から③及び④のうち関税引き下げについては、最終的な関税撤廃を伴わないことから、GATT第24条にいう関税撤廃には当たらないと考えられる。同様に、④のうち関税割当枠についても、一定量についてのみ関税撤廃・関税引き下げを行うものであることから、最終的な関税撤廃を伴わない場合には、GATT第24条にいう関税撤廃にはあたらないと考えられる。一方で、無税の関税割当枠については、当該品目全体を関税撤廃の対象とはしないものの、一部について無税枠を通じて関税撤廃を行っている。この場合、貿易額ベースでみた際には、無税枠が実際の輸入額全額と同額以上となる（つまり実績ベースでは関税割当の存在が貿易を阻害しない）場合もあり得る。このように十分な枠の大きさを有するような無税枠の取り扱いについては、完全な自由化ではないことから、原則、関税撤廃として扱うべきではないと考えられるが、実績ベースにおいては自由化を行っていることから、自由化へのインセンティブの観点から除外品目や再協議品目等の例外品目とは区別して取り扱うことも検討の余地があるだろう。

## (2) 「分野」又は「主要な分野」の定義の問題

次の論点は、上記の例外品目が「分野」又は少なくとも「主要な分野」を構成しているかという点である。本論点の分析に際しては「分野」又は「主要な分野」の定義が不可欠であるが、これらの定義は確立されておらず、当該要件の充足性についての的確な判断基準が存在しない。

後掲の表3及び表4によれば、農産品全て、又は鉱工業品全てを例外品目としている例はなく、例外品目とされている品目の多くは牛肉等の肉類、乳製品、砂糖等の農産品であるが、鉱工業品についても一部例外品目とされている品目が存在している。表3及び表4においては簡略化のために牛肉といったように記述したが、必ずしも牛肉全てが例外品目扱いとなっているということではなく、部位によっては関税撤廃される品目が含まれている場合がある。これらの例外品目が分野又は主要な分野を構成しているかという点については、そもそも「分野」について確立された基準があるわけではなく、例えば牛肉が分野を構成し得るのか、それとも肉類が分野を構成するのか、また「主要な分野」とは何を指すのか、「主要な」とは国の産業構成によって異なり得るのか等の様々な論点が提起される。

「分野」又は「主要な分野」に関する判断基準が確立されていない状況下においては、「実質上のすべての貿易」の質的側面の最終的な判断は個別に行わざるを得ないが、本問題を分析するにあたり、既存の客観的かつ共通の基準としてはHSに基づく関税分類が一つ的手段として挙げられるだろう。先に述べたように、HSに基づく関税分類は国際的に共通な品目分類であり、地域貿易協定における関税譲許の約束についても通常この関税分類に従って行われる。具体的には、全ての品目は、21の「部」に分類され、さらにHS2桁分類である97の「類」に、そしてHS4桁分類である「項」、最後にHS6桁分類である「号」に細分される。また、HS6桁分類の下に各国独自の細分を設ける場合も多く、さらに地域貿易協定用の細分を設ける場合もある。第1部を例にとると、第1部の動物及び動物性生産品は、第1類の動物（生きているものに限る）、第2類の肉及び食用のくず肉、第3類の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物、第4類の酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品、第5類の動物性生産品（他の類に該当するものを除く）によって構成されている。さらにそのうち、第2類をみると、HS4桁分類として0201牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したのものに限る）、0202牛の肉（冷凍したのものに限る）、0203豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したのものに限る）、0204羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したのものに限る）等が分類されている。さらに、0201を例にとれば、その下のHS6桁分類は、020110枝肉及び半丸枝肉、020120その他の骨付き肉、020130骨付きでない肉となっており、日本の場合はさらに020130の下に部位別の9桁分類を設けている。

少なくとも先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定における地域貿易協定においては、多くの場合例外品目は、各国独自の細分、HS6桁分類、HS4桁分類のレベルまでで行われることが多く、HS2桁分類のレベルで行われることは稀である。今回の調査対象中、先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定においてHS2桁分類で例外品目とされていたのは、米ヨルダン協定における米国側、ヨルダン側双方の24類<sup>96</sup>、日星協定における日本側の19類、20類、42類<sup>97</sup>であった。仮にHSに基づく関税分類を「分野」の判断基準として用いる場合、

<sup>96</sup> US-Jordan FTA, Tariff Schedule of the United States and Jordan, above at n 79.

<sup>97</sup> 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（以下「日星協定」）の附属書I（以下「日星協定附属書I」）に定められた「日本国による関税の撤廃のための実施日程」参照。この文書は以下のURLで参照できる。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/fl-1-20.pdf>;

どのレベルの分類をもって「分野」とするのか、また分野横断的に一律の基準とするのかという問題が残るが、仮に HS2 桁分類を「分野」とみなすのであれば、上述の米ヨルダン協定等において当該 HS2 桁分類が「主要な分野」を構成し得るのかについても検討が必要となる。「主要な分野」についても一律の基準を設けるのか、各国の産業構成や地域貿易協定締結国における貿易構成等によって基準が異なり得るのか等の論点が予想され、後者の場合は、最終的には個別の判断とならざるを得ないだろう。

---

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/fl-21-40.pdf>;  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/fl-41-60.pdf>;  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/fl-61-80.pdf>;  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/fl-81-106.pdf> (visited 24 August 2007).



(表 3) 関税撤廃の例外品目 (先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定)

地域貿易協定名 括弧内は協定発効 年月日	例外品目
EEC 設立条約 (58.1.1)	なし <sup>98</sup>
豪 NZ (83.1.1)	なし <sup>99</sup>
NAFTA (94.1.1) <sup>100</sup>	<米加間> 米側: 除外品目(乳製品、ピーナッツ、砂糖、綿等) 加側: 除外品目(乳製品、鶏肉、卵等) <加墨間> 両国: 除外品目(乳製品、鶏肉、卵、砂糖等) <米墨間> なし
加チリ (97.7.5)	両国 <sup>101</sup> : ・除外品目(乳製品、鶏肉、卵)
EU 墨 (00.7.1)	EU 側 <sup>102</sup> : ・再協議品目(肉類、乳製品、穀物、砂糖、切花等について 3 年以内に自由化の方法を検討。切花等の一部の品目については無税枠、卵等の一部の品目については低関税枠あり。) ・関税割当枠(マグロ・カツオ加工品について低関税枠あり) ・知的財産権保護品目(除外品目であるが、知的財産権の進展とともに見直しを行う品目(チーズ、ワイン等)) 墨側 <sup>103</sup> : ・再協議品目(肉類、乳製品、穀物、砂糖、コーヒー等について 3 年以内に自由化の方法を検討。) ・関税割当枠(マグロ加工品について低関税枠あり。)
星 NZ (01.1.1)	なし <sup>104</sup>
米ヨルダン (01.12.17)	両国 <sup>105</sup> : ・除外品目(タバコ、タバコ製品) ・関税引き下げ品目(酒類)
日星 (02.11.30)	星側 <sup>106</sup> : なし 日本側 <sup>107</sup> : 除外品目(農林水産品は、WTO 無税譲許品目及び実行無税品目(関税割当対象品目等を除く)以外の品目、鉱工業品は石油製品・石油化学製品の一部、皮革・皮革製品・履物等)

<sup>98</sup> Art. 8(1) and Art. 14(2) of the EEC Treaty, above at n 72.

<sup>99</sup> WTO, above at n 73, at para. II.1.

<sup>100</sup> Annex 302.2 of the NAFTA, above at n 74.

<sup>101</sup> Canada-Chile FTA, Tariff Schedule of Canada and Chile, available at <http://www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/cda-chile/cdasched/menu-en.asp>; <http://www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/cda-chile/chisched/legend-en.asp> (visited 24 August 2007).

<sup>102</sup> Art. 10 and Annex I of the Decision No 2/2000 of the EC-Mexico Joint Council of 23 March 2000 [2000] OJ L 157/10.

<sup>103</sup> *Ibid.*, Art. 10 and Annex II.

<sup>104</sup> Art. 4 of the NZ-Singapore Closer Economic Partnership Agreement, above at n 78.

<sup>105</sup> US-Jordan FTA, Tariff Schedule of the United States and Jordan, above at n 79.

<sup>106</sup> 日星協定附属書 I、前掲註 (97) の定める「シンガポールによる関税の撤廃のための実施日程」参照。

<sup>107</sup> 同上附属書の定める「日本国による関税の撤廃のための実施日程」参照。

(表 3) 関税撤廃の例外品目 (先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定) (続き)

地域貿易協定名	例外品目
韓チリ(04.4.1)	韓国側 <sup>108</sup> : ・ 除外品目(コメ、リンゴ、ナシ等) ・ DDA 以降再協議品目(韓国側品目数の 3.5% <sup>109</sup> 、貿易額の 0.1% <sup>110</sup> ) (牛肉、豚肉、鶏肉、ニンニク、大麦、タマネギ、乳製品等(牛肉、鶏肉等の一部の品目については無税枠あり)) チリ側 <sup>111</sup> : ・ 除外品目(小麦、小麦粉、砂糖、タイヤ、冷蔵庫等)
米豪(05.1.1)	豪側 <sup>112</sup> : なし 米側 <sup>113</sup> : ・ 現行関税率維持品目(砂糖・砂糖製品) ・ 無税枠(チーズ・粉乳等の乳製品)
豪タイ(05.1.1)	なし <sup>114</sup>
日墨(05.4.1)	日本側 <sup>115</sup> : ・ 除外品目(コメ、麦、リンゴ、ミカン、パイナップル、砂糖・砂糖製品、乳製品、合板、クロマグロ、サバ、ホタテ貝、皮革・皮革製品・履物の一部等。除外品目のうち、砂糖・砂糖製品の一部、パイナップル等については 4 年目以降の再協議あり) ・ 5 年目再協議品目(豚肉、オレンジジュース(以上低関税枠あり)、牛肉、鶏肉、オレンジ(以上無税枠あり)) ・ 関税引き下げ品目(イワシ、イカ等) ・ 無税枠(ハチミツ、トマトピューレー等) 墨側 <sup>116</sup> : 除外品目(日本とほぼ同様の除外品目に加え、大型トラック、バス等)、日本とほぼ同様の再協議品目、関税引き下げ品目、無税枠あり

<sup>108</sup> Free Trade Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of the Republic of Chile, Annex 3.4, Appendix 2: Tariff Elimination Schedule of Korea, available at [http://2005.sice.oas.org/Trade/Chi-SKorea\\_e/ChiKoreaInd\\_e.asp](http://2005.sice.oas.org/Trade/Chi-SKorea_e/ChiKoreaInd_e.asp) (visited 28 August 2007).

<sup>109</sup> WTO CRTA, above at n 50, at Annex Chart A.3.

<sup>110</sup> *Ibid.*, at Annex Chart A.4.

<sup>111</sup> Korea-Chile FTA, Annex 3.4, Appendix 1: Tariff Elimination Schedule of Chile, above at n 108.

<sup>112</sup> Tariff Schedule of Australia attached to the Annex 2-B of the Free Trade Agreement between the United States and Australia, available at [http://www.ustr.gov/Trade\\_Agreements/Bilateral/Australia\\_FTA/Final\\_Text/Section\\_Index.html](http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Australia_FTA/Final_Text/Section_Index.html) (visited 28 August 2007).

<sup>113</sup> *Ibid.*, Tariff Schedule of the United States.

<sup>114</sup> WTO CRTA, above at n 87, paras 15 and 16.

<sup>115</sup> 日墨協定の「附属書一(第三章関係)第五条に関する表」

([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161\\_1a.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf) (2007 年 8 月 28 日閲覧)) 参照。

<sup>116</sup> 同上附属書参照。

(表 4) 関税撤廃の例外品目 (開発途上国間の地域貿易協定)

地域貿易協定名	例外品目
メルコスール (91.11.29)	各国毎の除外品目 <sup>117</sup>
AFTA (92.1.28)	一般的除外品目 <sup>118</sup> (国防、生命・健康の保護、歴史・考古学的保護品目)
中国アセアン 枠組協定(アーリー ハーベストを含む) (03.7.1) 物の貿易に関する 協定(05.1.1)	センシティブトラック <sup>119</sup> : 2018年1月1日(CLMVは2020年1月1日) までに関税率を0~5%に引き下げ。中国・アセアン原加盟国は、HS6 桁分類で400品目以内及び総輸入額の10%以内の上限あり。CLMV は500品目までの上限。 高度センシティブトラック <sup>120</sup> : 2015年1月1日(CLMVは2018年1月1 日)までに関税率を50%以下に引き下げ。センシティブトラックの品 目数全体の40%以内若しくはHS6桁分類で100品目以内(CLMVは 150品目以内)のいずれか少ない方とする上限あり。

<sup>117</sup> Art. 6 of the Annex I of the Treaty Establishing A Common Market between the Argentine Republic, the Federal Republic of Brazil, the Republic of Paraguay and Eastern Republic of Uruguay [Treaty of Asunción], available at <http://www.sice.oas.org/trade/mrcsr/mrcsrtoe.asp> (visited 28 August 2007).

<sup>118</sup> Art. 9 of the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area (1992) 31 ILM 514; also available at <http://www.aseansec.org/12375.htm> (visited 11 September 2007).

<sup>119</sup> Art. 3 and Annex II of the ASEAN-China FTA, above at n 93.

<sup>120</sup> *Ibid.*

### 3. 経過措置

#### (1) 関税撤廃期間<sup>121</sup>

##### (i) 先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定

先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定における関税撤廃期間は表5のとおりである。

関税の撤廃期間については、星 NZ 協定のように全品目について協定発効時に関税を即時撤廃するような例もあるが、多くの場合は、最短で即時撤廃、最長で GATT 第 24 条で許容される 10 年間で関税撤廃とし、さらに 3 年、5 年、7 年等の中間的な関税撤廃期間を設けることが多い。一方で、関税撤廃期間が 10 年を超える例としては、NAFTA の 14 年（米国側の砂糖、オレンジジュース、セラミックタイル、ガラス製品、時計等、メキシコ側のマグロ・カツオの加工品、オレンジジュース）、米豪協定の 17 年（米国側の牛肉、タバコ等）、韓国チリ協定の 16 年（韓国側のリンゴジュース等）及び 13 年（チリ側の鉄鋼等）、加チリ協定の 14.5 年（チリ側の牛肉等）、15.5 年（チリ側の甘蔗糖、甜菜糖等）及び 16.5 年（チリ側的小麦等）、豪タイ協定の 15 年（タイ側牛肉等）及び 20 年（タイ側牛乳等）が挙げられる。また、EEC 設立条約については、関税撤廃期間の最長が 12 年と定められている。これらの品目の WTO 整合性については、例外的な場合にのみ関税撤廃期間は 10 年を超えることができるとされる GATT 第 24 条の解釈了解との関係において、10 年を超える期間が必要な場合にはその理由を十分に説明しなければならないとされているものの、前述のとおり「例外的な場合」「十分な説明」についての明確な解釈が確立されておらず、これらの品目に関する WTO 整合性は、現状においては個別に判断せざるを得ない。日本は、不公正貿易報告書において、NAFTA における 10 年超の関税撤廃品目について、「NAFTA 加盟国より、10 年を超える期間が必要である理由が明らかにされておらず、本協定が中間協定の要件を充足しているかどうか疑義がある」という評価を行っている<sup>122</sup>。

EU は WTO ルール交渉において、前述 III.2 のとおり関税撤廃期間が 10 年を超える例外的な場合は開発途上国に限るべきと主張しているが、EU は自身の関税同盟も既に完成しており、また、メキシコと締結している EU 墨協定において 10 年を超える関税撤廃期間の品目を有していない。オーストラリアも自国が締結している地域貿易協定において 10 年超の関税撤廃期間の品目を有していない。一方、米国は NAFTA、米豪協定において 10 年超の品目を有しており、現行の要件を強化することになる EU の主張を支持するかは疑問である。

一方で、これらの関税撤廃期間が 10 年を超える品目の割合は、NAFTA で貿易額ベースで各国 1%未満、米豪協定で米国側品目数の約 1.8%、豪タイ協定でタイ側品目数の約 0.9%、韓チリ協定で韓国側品目数の約 0.1%、チリ側品目数の約 3.7%、加チリ協定でチリ側貿易額の約 11%であった。仮に、これらの品目が「実質上のすべての貿易」の関税撤廃の対象ではない例外品目扱いとされたとしても、加チリ協定のチリ側を除き、10 年以内の関税撤廃品目による関税撤廃率は 90%を超えている。ただし、10 年を超えとはいえ関税撤廃が行われる品目について、単なる例外品目と同様の扱いとすべきかどうかについては、自由化のインセンティブの観点か

<sup>121</sup> 関税撤廃期間とは、協定の発効日より関税撤廃に要する年数を指す。例えば 1994 年 1 月 1 日発効で 2003 年 1 月 1 日に関税が撤廃される場合は 9 年とした。

<sup>122</sup> 経済産業省通商政策局編「2001 年版不公正貿易報告書—WTO 協定から見た主要国の貿易政策」（経済産業省、2001 年）、377 頁。なおこの記述は少なくとも 1995 年版不公正貿易報告書からみられるが、2003 年版以降は当該記述はみられなくなった。

らも検討の余地があるところであり、この点については前述のとおり日本が WTO ルール交渉において主張しているところである。

(ii) 開発途上国間の地域貿易協定

開発途上国間の地域貿易協定における関税撤廃期間は表 6 のとおりである。

開発途上国間の地域貿易協定の場合、メルコスールは関税撤廃期間を原則 3 年（センシティブ品目については 4 年）、中国アセアン協定は、中国及びアセアン原加盟国については、原則 4 年（関税率 10%未満）又は 5 年（関税率 10%以上）、センシティブ品目については 7 年とし、CLMV については原則 10 年、センシティブ品目については 13 年となっている。なお、CLMV の 10 年超の関税撤廃品目は各国品目数の約 4.8%まで認められている。AFTA については、アセアン原加盟国と CLMV では具体的な年数は異なるものの、概ね 10 年程度で関税率 0~5%を実現し、さらに 10 年程度をかけ関税撤廃を基本とする AFTA を実現することとしている。開発途上国間の地域貿易協定の場合は、AFTA については関税撤廃までに 20 年近くを要することとなっているが、メルコスール、中国アセアン協定については、先進国・開発途上国間並みの原則 10 年以内の関税撤廃を実現するものとなっているといえる。

(表 5) 関税撤廃期間 (先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定)

地域貿易協定名 括弧内は協定発効 年月日	関税撤廃期間	
EEC 設立条約 (58.1.1)	協定発効 1 年後から域内関税引き下げ開始、原則 1 年又は 1.5 年毎に関税引き下げ <sup>123</sup> 。最長 12 年で撤廃 <sup>124</sup> 。	
豪 NZ (83.1.1)	即時(関税率が 5%以下)、毎年 5%削減(関税率が 5%超 30%以下)、5 年(関税率が 30%超) <sup>125</sup> (原則)	
NAFTA (94.1.1)	即時, 4, 9, 14 年(原則) <sup>126</sup> (14 年は米側砂糖、オレンジジュース、セラミックタイル、ガラス製品、時計等、墨側マグロ・カツオ加工品、オレンジジュース <sup>127</sup> ) 10 年超の品目は、加墨間、米墨間、米加間ともそれぞれ貿易額の 1% 未満 <sup>128</sup>	
加チリ (97.7.5)	加側 <sup>129</sup> : 即時, 1.5, 3.5, 4.5, 5.5 年 チリ側 <sup>130</sup> : 即時, 1.5, 2.5, 3.5, 4.5, 5.5, 6.5, 9.5, 14.5(牛肉等), 15.5(甘蔗糖、甜菜糖等), 16.5(小麦等)年、チリ側の 10 年超の品目はチリ側貿易額の 11% <sup>131</sup>	
EU 墨 (00.7.1)	< 鉱工業品 > EU 側 <sup>132</sup> : 即時, 2.5 年 墨側 <sup>133</sup> : 即時, 2.5, 4.5, 6.5 年	< 農水産品 > EU 側 <sup>134</sup> : 即時, 3, 8, 9, 10 年 墨側 <sup>135</sup> : 即時, 3, 8, 9, 10 年
星 NZ (01.1.1)	全品目即時撤廃 <sup>136</sup>	
米 ヨルダン (01.12.17)	米側 <sup>137</sup> : 即時, 1, 3, 4, 9 年 ヨルダン側 <sup>138</sup> : 1, 3, 4, 7, 9 年	
日星 (02.11.30)	星側 <sup>139</sup> : 即時 日本側 <sup>140</sup> : 石油化学製品 10 品目以外即時撤廃 石油化学製品は、2006 年 4 月撤廃、2010 年 1 月撤廃(2003 年 1 月より段階的に関税を引き下げ、撤廃)、2010 年 1 月撤廃(2005 年 1 月より段階的に関税を引き下げ、撤廃)	

<sup>123</sup> Art. 14(2) of the EEC Treaty, above at n 72.<sup>124</sup> *Ibid.*, Art. 8(1).<sup>125</sup> Art. 4.4 of the Australia-NZ Closer Economic Relations Trade Agreement, available at [http://www.dfat.gov.au/geo/new\\_zealand/anz\\_cer/anzcerta1.pdf](http://www.dfat.gov.au/geo/new_zealand/anz_cer/anzcerta1.pdf) (visited 31 August 2007). ただし、同協定 Annex C においてワイン、カーペット等について別個の関税撤廃スケジュールが定められている。これらの品目についても最終的には最長 7.5 年で関税が撤廃された。See WTO, above at n 73, at para. II.1.<sup>126</sup> Annex 302.2 of the NAFTA, above at n 74.<sup>127</sup> *Ibid.*<sup>128</sup> 14 年の品目の貿易額の割合については次の文書を参照。WTO, Working Party on the North American Free Trade Agreement. Questions and Replies, WT/REG4/1, 23 June 1995, Answer to Questions 23, 24 and 29; WTO, North American Free Trade Agreement. Questions and Replies (Goods), WT/REG4/1/add.1, 22 July 1996, Answer to Question 24.<sup>129</sup> Canada-Chile FTA, Tariff Schedule of Canada, Tariff Elimination-Staging Category Descriptions, above at n 101.<sup>130</sup> Canada-Chile FTA, List of Chilean Tariff Reductions, Tariff Removal-Description of Tariff Reduction Categories, above at n 101.<sup>131</sup> WTO CRTA, above at n 75, Annex I [Table 6].<sup>132</sup> Art. 5 of the Decision No 2/2000 of the EC-Mexico Joint Council, above at n 102.<sup>133</sup> *Ibid.*, Art. 6.<sup>134</sup> *Ibid.*, Art. 8.<sup>135</sup> *Ibid.*, Art. 9.<sup>136</sup> Art. 4 of the NZ-Singapore Closer Economic Partnership Agreement, above at n 78.<sup>137</sup> Annex 2.1 of the US-Jordan FTA, above at n 79.<sup>138</sup> *Ibid.*<sup>139</sup> 日星協定附属書 I、前掲註 (97) の定める「シンガポールによる関税の撤廃のための実施日程」参照。<sup>140</sup> 同上附属書の定める「日本国による関税の撤廃のための実施日程」参照。

(表 5) 関税撤廃期間 (先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定) (続き)

地域貿易協定名	関税撤廃期間
韓チリ (04.4.1)	韓国側 <sup>141</sup> : 即時, 5, 7, 9, 10, 16 年 16 年は韓国側品目数の 0.1% <sup>142</sup> (リンゴジュース等) チリ側 <sup>143</sup> : 即時, 3, 5, 7, 10, 13 年 13 年はチリ側品目数の 3.7% <sup>144</sup> (鉄鋼、機械、繊維製品等)
米豪 (05.1.1)	豪側 <sup>145</sup> : 3, 5, 7, 9, 10 年 米側 <sup>146</sup> : 3, 5, 7, 9, 10, 17 年 17 年 (牛肉、タバコ等) は米側品目数の 1.8% <sup>147</sup>
豪タイ (05.1.1)	豪側 <sup>148</sup> : 即時, 2, 3, 4, 5, 10 年 タイ側 <sup>149</sup> : 即時, 4, 5, 10, 15, 20 年 15 年 (牛肉、豚肉、バター、チーズ、ジャガイモ、コーヒー、紅茶、砂糖、トウモロコシ等) 及び 20 年 (牛乳、脱脂粉乳、クリーム) の 10 年超はタイ側農産品のみで、タイ側品目数の 0.9% <sup>150</sup> 。
日墨 (05.4.1)	日本側及び墨側 <sup>151</sup> : 即時, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10 年 (原則)

<sup>141</sup> Section 1 of the Annex 3.4 of the Korea-Chile FTA, above at n 108.

<sup>142</sup> WTO CRTA, above at n 50, at Annex, Chart A.3.

<sup>143</sup> Section 2 of the Annex 3.4 of the Korea-Chile FTA, above at n 108.

<sup>144</sup> WTO CRTA, above at n 50, at Annex Chart A.1.

<sup>145</sup> Annex 2-B of the US-Australia FTA, above at n 112.

<sup>146</sup> *Ibid.*

<sup>147</sup> Scollay, above at n 6, at 12 [Table 1B]に挙げられている、“Duty free in>10 years” 及び“Duty free in>10 years subject to other measures”の数値を合計したもの。

<sup>148</sup> Annex 2 of the Thailand-Australia Free Trade Agreement, available at [http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aust-thai/tafta\\_annexes\\_sideletters\\_index.html](http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aust-thai/tafta_annexes_sideletters_index.html) (visited 29 August 2007).

<sup>149</sup> *Ibid.*

<sup>150</sup> WTO CRTA, above at n 87, at 6 and Table II.3 を基に、筆者がタイの 10 年超の品目数 (57 品目) をタイの全品目数 (6257 品目) で割って得た数値。

<sup>151</sup> 日墨協定附属書一、前掲註 (115) 参照。

(表 6) 関税撤廃期間 (開発途上国間の地域貿易協定)

地域貿易協定名	関税撤廃期間
メルコスール (91.11.29)	1994年12月31日までに関税撤廃するよう半年毎に関税引き下げ。(一部1995年12月31日に撤廃する品目あり。) <sup>152</sup>
AFTA (92.1.28)	随時目標年が前倒しされ、アセアン原加盟国は2010年まで、CLMVについてはいくつかの例外品目を除き2015年までに関税撤廃 <sup>153</sup> 。
中国アセアン 枠組協定(アーリーハーベストを含む)(03.7.1) 物の貿易に関する協定(05.1.1)	アーリーハーベスト: HS1~8類(農水産品、ただし各国に例外品目あり)について中国・アセアン原加盟国は2006年1月1日、ベトナムは2008年1月1日、ラオス・ミャンマーは2009年1月1日、カンボジアは2010年1月1日までに関税撤廃 <sup>154</sup> 。 ノーマルトラック: 中国・アセアン原加盟国は、関税率10%未満のものについて2009年1月1日まで(4年)に、関税率10%以上のものについて2010年1月1日までに(5年)撤廃。(ただし各国150品目まで2012年1月1日までの猶予あり。) CLMVは、2015年1月1日までに(10年)撤廃。ただし、各国250品目まで2018年1月1日までの猶予あり <sup>155</sup> 。(10年超となる2018年までの猶予分はCLMV各国品目数の4.8% <sup>156</sup> )

<sup>152</sup> Arts 1 and 3 of the Annex I of the Treaty of Asunción, above at n 117.

<sup>153</sup> 1999年12月第3回アセアン非公式首脳会議における決定。Chairman's Press Statement on ASEAN 3rd Informal Summit Manila, Philippines, 28 November 1999, para. 12, available at <http://www.aseansec.org/5300.htm> (visited 11 September 2007).

<sup>154</sup> Art. 6 and Annex 3 of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of South East Asian Nations and the People's Republic of China, available at <http://www.aseansec.org/13196.htm> (visited 28 August 2007).

<sup>155</sup> Art. 3 and Annex 1 of the ASEAN-China FTA, above at n 93.

<sup>156</sup> 猶予される250品目をHS2002に基づく6桁分類の品目数(5224品目)で割って得た数値。



## (2) 関税撤廃の段階

関税撤廃の段階としては、①協定発効時の関税即時撤廃、②段階的に均等に関税を引き下げ撤廃するもの、③その他関税の引き下げ方が均等でないもの、例えば(i)初年度に大幅に関税を引き下げその後段階的に関税を引き下げ撤廃する(例えば豪タイ協定のタイ側自動車等)、(ii)現行の関税率を協定発効時から数年間又は関税撤廃期限まで据え置いた上で関税撤廃する等猶予期間を設ける(例えば日星協定の日本側石油化学製品等)といったものが挙げられる。①の関税即時撤廃の割合は、今回の分析対象の協定の一部についてしか明らかにできなかったが、星 NZ 協定では両国とも全ての品目について即時撤廃、NAFTA では米墨間につき品目数ベースで米国側 84%、メキシコ側 43%、加墨間につき品目数ベースでカナダ側 79%、メキシコ側 41%について関税即時撤廃<sup>157</sup>、豪タイ協定ではタイ側は貿易額ベースで約 79%、品目数ベースで約 49%について、オーストラリア側は貿易額ベースで約 83%、品目数ベースで約 83%について関税即時撤廃<sup>158</sup>、日墨協定では、メキシコ側は品目数ベースで約 39%、日本側は品目数ベースで約 77%について関税即時撤廃<sup>159</sup>、日星協定では、シンガポール側は全品目、日本側は品目数ベースで約 77%について関税即時撤廃<sup>160</sup>、米豪協定では米国側は品目数ベースで約 82%、オーストラリア側は品目数ベースで約 87%について関税を即時撤廃<sup>161</sup>することとなっており、平均 MFN 関税率の低い先進国の方が開発途上国に比べて関税の即時撤廃の割合が高いことがわかる。また、前述 III.1 のとおりオーストラリアは WTO ルール交渉において協定発効時に品目数ベースで 70%について関税撤廃することを「実質上のすべての貿易」の要件にすべきと主張しているが、少なくとも NAFTA におけるメキシコ、日墨協定のメキシコ、豪タイ協定のタイについてはこの基準を満たしていないことがわかる。

また、関税撤廃の段階の適用については、現行関税率によって関税撤廃の段階及び期間を機械的に定める場合があり、例えば、豪 NZ 協定は現行関税率 5%を超えるものは 5 年、5%以下のものは即時撤廃<sup>162</sup>、中国アセアン協定は中国及びアセアン原加盟国について現行関税率に応じて 5 分類の関税撤廃の段階を設ける<sup>163</sup>という例がある。一方で、多くの地域貿易協定においては、現行関税率と関税撤廃の段階及び期間を直接機械的には関連づけず、品目毎のセンシティブティに応じて関税撤廃の段階及び期間を定めている。具体的には、NAFTA において原則として即時撤廃、4 年、9 年、14 年という関税撤廃期間とその間の関税撤廃の段階を組み合わせたカテゴリーを定め、個々の品目毎にどのカテゴリーに該当するか決めるとともに、さらに原則の例外となる品目については関税撤廃の段階及び期間を個別に定めている<sup>164</sup>。

また、上述の関税撤廃の段階について、協定締約国間において品目毎の譲許内容に合意し、譲許表という形で協定の別添とする場合が多いが、EEC 設立条約や AFTA のように関税撤廃の最終期限やいつまでに何%関税を引き下げるといった大まかな段階だけを定め、途中の関税の

<sup>157</sup> 外務省のホームページ「北米自由貿易協定(NAFTA)の概要」

(2005 年 5 月、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/nafta.html> (2007 年 9 月 11 日閲覧)) 参照。

<sup>158</sup> WTO CRTA, above at n 87, at paras 15 and 16.

<sup>159</sup> 外務省「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の説明書」、15-6 頁(2004 年 10 月、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161\\_1b.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1b.pdf) (2007 年 9 月 11 日閲覧)) を基に筆者が計算した。

<sup>160</sup> 財務省、前掲註(80)文書、8 頁及び 25 頁を基に、筆者が日本側即時撤廃品目数(6928 品目)を日本側全品目数(9023 品目)で割って得た数値。

<sup>161</sup> Scollay, above at n 6, at 12.

<sup>162</sup> Art. 4.4 of the Australia-NZ Closer Economic Relations Trade Agreement, above at n 125.

ただし、当該関税撤廃スケジュールの例外となる品目については別途スケジュールが定められている。

<sup>163</sup> Art. 3 and Annex 1 of the ASEAN-China FTA, above at n 93.

<sup>164</sup> Annex 302.2 of the NAFTA, above at n 74.

引き下げ方については各国に委ねられている例もある。EU の場合は、加盟国は欧州委員会に対し関税の引き下げ方について報告義務があり、欧州委員会が勧告権限を有している<sup>165</sup>。AFTA の場合には、毎年 CEPT の改定状況がアセアン事務局ホームページに掲載され、アセアン事務局が実施状況のレビューを行うこととされている<sup>166</sup>。

さらに、上記に加え、関税撤廃までの経過期間中に関税割当枠を設ける例もある。韓チリ協定の韓国側七面鳥、日墨協定の日本側、メキシコ側双方の皮革・皮革製品・履物の一部、豪タイ協定のタイ側牛乳、米豪協定の米国側牛肉、米ヨルダン協定の米国側乳製品、EU 墨協定におけるメキシコ側自動車、NAFTA の米墨間の米国側及びメキシコ側のオレンジジュース等<sup>167</sup>は、関税撤廃までの間の経過措置として関税割当枠を設けている。具体的には、枠内税率、枠内割当量、枠外税率を定めた上で、徐々に無税枠、低関税枠の大きさを拡大する一方、枠外税率の関税を徐々に引き下げ、最終的には無税かつ枠外税率を無税とすることにより関税撤廃を実現する例が多い。なお、関税撤廃を伴わず関税割当枠のみが与えられる場合（例として、日墨協定の豚肉、米豪協定の米国側乳製品等）については例外品目として前述 2 で述べたとおりである。

また、開発途上国間の地域貿易協定特有のものとして部分的に関税撤廃を先行させるアーリーハーベスト（early harvest）方式<sup>168</sup>がある。中国アセアン協定においては、特定の農産物について 2004 年 1 月から先行的関税引き下げ措置であるアーリーハーベストを既に実施しており、鉱工業品についての関税撤廃・引き下げスケジュールは 2004 年 11 月に締結され、2005 年 7 月より実施されている。なお、GATT 第 24 条 5 項(c)においては「中間協定は、妥当な期間内に関税同盟を組織し、又は自由貿易地域を設定するための計画及び日程を含むものでなければならない」とされていることから、先進国間、又は先進国・開発途上国間の地域貿易協定の場合は、鉱工業品についての関税撤廃スケジュールを含まずに、農産品だけ関税撤廃を先行させるこのようなアーリーハーベストは許容されないと考えられる。また、AFTA のように、協定発効当初において包括的な関税撤廃スケジュールを示さず、毎年 CEPT 対象品目を各国が改定していく方式についても、同様に先進国間、又は先進国・開発途上国間の地域貿易協定の場合には許容されないであろう。

## V. 今後の WTO ルール交渉への示唆

本稿は、地域貿易協定の関税に関する域内要件である「実質上のすべての貿易」「妥当な期間内」について、現状におけるこれらの要件の不明確性とドーハラウンドにおける規律明確化に向けた議論を概観するとともに、実際に締結され発効した地域貿易協定の関税分野における自由化の実態について検証した。以上を通じて、地域貿易協定の締結が実態として先行している中、各国が既に締結した地域貿易協定の自由化内容がルール交渉における各国の主張の背景となっているという一般的傾向が見られた。また、調査対象とした地域貿易協定について、そ

<sup>165</sup> Art. 14(6) of the EEC Treaty, above at n 72.

<sup>166</sup> Art. 7 of the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area, above at n 118. なお、CEPT の改定状況はアセアン事務局ホームページ (<http://www.aseansec.org>) にて公開されている。

<sup>167</sup> 各地域貿易協定議許表参照。

<sup>168</sup> アーリーハーベストとは「合意できる品目から貿易自由化を先行的に実施する方式」である。ODA 総合戦略会議「対タイ経済協力計画」（ODA 総合戦略会議第 23 回会合配布資料 2-1、2005 年）、3 頁。この資料は以下の URL で入手可能である。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kondankai/senryaku/23\\_shiryu/pdfs/shiryu\\_2.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kondankai/senryaku/23_shiryu/pdfs/shiryu_2.pdf) (2007 年 8 月 28 日閲覧)。

の自由化の内容についてある程度の共通項があることも見出せた。このような共通項は、WTO ドーハラウンドルール交渉における地域貿易協定の要件に関する議論の今後の方向性を示すものとなると考えられる。

GATT 第 1 条の最恵国待遇の侵食を最小限にするという観点からすれば、自国の自由化のレベルの高い地域貿易協定を背景としたオーストラリアが主張するような厳しい基準を設けることにつき各国の合意を得られることが望ましい。しかし、前述のとおり、各国が必ずしもオーストラリアのように高いレベルの自由化を行っていない状況からすると、各国の合意を得ることは現実的には難しいと考えられる。一方で、地域貿易協定に対する規律が不明確な現状において GATT 第 1 条の最恵国待遇の侵食に歯止めをかけることは急務であり、関税自由化の水準が著しく低い協定を阻止するため、各国が合意可能な基準を早期に確立する必要があることはいままでもない。このような観点から、前述の地域貿易協定における関税自由化の実態をもとに、以下のような今後の議論の方向性、現実的に合意可能な規律案が考えられるのではないか。

## 1. 実質上のすべての貿易

GATT 第 24 条第 8 項における「実質上のすべての貿易」の文言解釈が確立されていない点については、これまで述べてきたとおりである。繰り返しになるが、WTO 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第 3 条第 2 項に基づき、協定の現行の規定の解釈は国際法上の慣習的規則、つまり条約法に関するウィーン条約第 31 条に従うとされている。これによれば、条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い誠実に解釈するものとされている。

文言の通常の意味については、上述 III.1 において Matsushita の見解<sup>169</sup>を紹介したところではあるが、用語の構成としては“substantially all”とは“all”を“substantially”によって緩和するものであり、100%である“all”の状態からどこまで緩和し得るのか、WTO の文脈や目的等とも照らして検討する必要がある。通常の意味<sup>170</sup>では、“substantially”とは“mainly; in most details, even if not completely”であるとされ、これは、大部分と認識し得る程度が必要とされているといえるだろう。次に文脈、趣旨、目的の検討が必要であり、そこでまず参照すべきは GATT 第 24 条の他の項の規定である。同条第 4 項は、「加盟国は、また、関税同盟又は自由貿易協定の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の加盟国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはないことを認める」と規定している。この規定から地域貿易協定が貿易自由化を目的とすると理解されていることは明らかであるが、しかし同条第 8 項における「実質上のすべての貿易」の解釈を明確化するに至るものではない。さらに、WTO 全体の趣旨、目的を掲げる WTO 協定前文においては、WTO 協定が「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を撤廃するための相互的かつ互恵的な取極」と理解されている。その WTO の最重要原則のひとつが最恵国待遇原則である (GATT 第 1 条)。関税同盟及び自由貿易協定がこの原則の例外である以上、その例外を定めている GATT 第 24 条は、差別待遇の撤廃という WTO の目的を損なうことがないよう解釈されなければならない。このため、地域貿易協定においては、大部分と認識しうる程度に関税が撤廃され

<sup>169</sup> Matsushita et al., above at n 41, at 357.

<sup>170</sup> A.S. Hornby (ed.), *Oxford Advanced Learner's Dictionary*, 7th ed. (Oxford: OUP, 2005), 1531 参照。

る必要があり、その具体的な基準に関する政策的判断は本稿の提示してきたような規律の範囲内で行われなければならないといえよう。

前述 III.1 において、これまでの経緯として、実質上のすべての貿易について貿易額ベースで 90%の関税撤廃という目安が暗黙のうちに存在していたとする主張を紹介したが、本稿において調査対象とした地域貿易協定に基づけば、貿易額ベースによる関税撤廃率の方が品目数ベースによる関税撤廃率よりも高くなる傾向があること、及び、データが入手できなかった AFTA を除き開発途上国間の協定も含め貿易額ベースで 90%の関税撤廃を実現していることがわかった。このため、政策的観点からは貿易額ベースで 90%の関税撤廃という基準が合意可能なベンチマークの一つとなるのではないかと考えられ、法的解釈の観点からも 90%という基準は関税の大部分と認識し得るのではないだろうか。

ここで、“substantially all”という用語について、他の法令において数量的な定義が定められている例をみてることにする。“substantially all”という用語は、米国、カナダにおいて租税に関する法令に使用されている例がある。米国政府は、ハリケーン被害に関する特別措置に関し、特別原価償却の条件として“substantially all”の財産使用がハリケーンの被害を受けた地区（Gulf Opportunity Zone）でなされることとし、Notice 2006-67 において“substantially all”の内容を「80%かそれ以上」と定めた<sup>171</sup>。また、カナダ政府は、Excise Tax Act の第 123 条、第 156 条、第 186 条中の“all or substantially all”という用語について、「通常 90%若しくはそれ以上」とする解釈を示している<sup>172</sup>。さらに、米国政府は、Social Security Act 第 224 条中の身体障害者に対する恩恵の調整規定に関する“substantially all”要件について、85%の雇用が対象とされたときに要件を満たすと考えるのが合理的であるとしている<sup>173</sup>。以上のように、少なくとも税・社会保障の分野において「実質上のすべて」について 80~90%以上と定義する用例がある。これらは、WTO の文脈で使われているわけではなく、また一例に過ぎないことから、地域貿易協定に関する「実質上のすべて」という用語について直接的に解釈を与えるものではない。しかしながら、文脈・目的等によって具体的数値に当然幅が生ずることを考慮する必要があるとはいえ、WTO の文脈において実質上のすべての貿易の判断にあたり 90%という基準を用いることは、上述の法令用語として数量的な解釈が確立されている事例と比較しても違和感があるものではないといえよう。

なお、仮に貿易額ベースで 90%という基準を採用するとしても、WTO ルール交渉においても指摘のあるとおり、貿易額については変動が予想されることから、地域貿易協定の法的安定性の観点から、貿易額ベースでも例えば 3 年連続で 90%を下回らない等の変動に対処した基準とするか、品目数ベースの基準等の何らかの補助的な評価基準を設ける必要があると考えられ、また、基準を満たさなくなった場合の是正措置についても定める必要があるだろう。

次に、質的側面の観点からは、何が関税撤廃の例外とみなされるかという論点がある。GATT 第 24 条上「関税撤廃」と規定されている以上、関税引き下げにとどまる場合は関税撤廃に当たらないことは明らかであると考えられる。この点について Gobbi Estrella と Horlick は、「撤廃 (eliminated)」の文言の通常の意味として「取り除く」等を挙げ、域内要件を満たすためには、

<sup>171</sup> United States Department of the Treasury, Internal Revenue Service のホームページ

(<http://www.irs.gov/businesses/small/article/0,,id=156144,00.html> (2007 年 9 月 11 日閲覧)) 参照。

<sup>172</sup> Canada Revenue Agency のホームページ (<http://www.cra-arc.gc.ca/E/pub/gl/p-023/p-023-e.html> (2007 年 9 月 11 日閲覧)) 参照。

<sup>173</sup> U.S. Social Security Administration のホームページ

([http://www.ssa.gov/OP\\_Home/rulings/di/05/SSR83-09-di-05.html](http://www.ssa.gov/OP_Home/rulings/di/05/SSR83-09-di-05.html) (2007 年 9 月 11 日閲覧)) 参照。

関税は廃止 (abolished) されなければならないと解釈した<sup>174</sup>。とはいえ、関税撤廃までの経過措置についてはセンシティブティに応じてある程度の柔軟性は認められるべきであると考えられ、実際、関税割当等の様々な手段が経過措置として用いられている。以上から、最終的に10年以内で関税撤廃がなされるならば、比較的単純な段階的関税削減による撤廃の場合も関税割当を経過措置として用いる場合も、いずれも関税撤廃として扱われるべきであるといえよう。

その一方で、最終的に関税撤廃が行われず、一部についてのみ関税割当による無税枠を用いて関税撤廃を行う場合がある。仮に無税枠の大きさが実際の輸入額より小さい場合であれば関税撤廃を実現していないことが明らかである。これに対して、無税枠が実際の輸入額より大きければ、貿易額ベース上では事実上の関税撤廃と効果において同等である。このような場合についても、地域貿易協定上完全な関税撤廃ではないことを理由として、関税撤廃とみなさない、つまり例外品目として扱うという考え方を原則とすべきである。しかし、実態として輸入額の実績を全て関税撤廃の対象とするものについて除外品目や再協議品目等の例外品目と全く同様に扱うことは、自由化のインセンティブを削ぐ可能性もある。WTOにおける法的効果が同じであるならば、少なくとも地域貿易協定のWTO整合性の観点からは、除外品目や再協議品目ではなく、敢えてより自由化度の高い関税割当を設ける意義が乏しくなるであろう。従って、仮に地域貿易協定締約国がこのような場合を「実質上のすべての貿易」の関税撤廃として取り扱うことを要請する場合には、貿易データ等による客観的な判断に基づき考慮可能な道を開くことも検討に値するのではないかと考えられる。

さらに、質的側面に関し「分野」又は「主要な分野」の定義が確立されていないことも論点の一つであるが、量的側面に比べ具体的な議論があまり進んでいない。地域貿易協定における関税譲許表がHSに基づく関税分類を用いて作成される場合が殆どであることを考慮すれば、当該関税分類を用いて「分野」に関する基準を設けることも一案であろう。その場合においても、関税分類を用いてどのように具体的に「分野」を定義するのか、現行の関税分類が定められた経緯等も含め検討が必要である。また、「分野」の定義が確立されたとしても、次に「主要な分野」をどのように定めるのかについてさらに検討が必要となろう。

## 2. 妥当な期間内

「妥当な期間内」については、GATT第24条の解釈了解において例外的な場合を除くほか10年を超えるべきでないとし、またその必要性について十分な説明をしなければならないと規定されている。逆にいえば、例外的な場合であって十分な説明を行うのであれば、現行解釈了解上は、10年を超える関税撤廃を設けることが可能であるといえる。

調査対象とした地域貿易協定においては、関税撤廃期間が10年を超える品目が開発途上国のみならず米国等の先進国にもみられた。EUは、先進国に対しては理由の如何を問わず10年超の関税撤廃期間を認めないとする現行規律強化の提案を行っているが、その場合には、先進国がセンシティブティの関係で10年以内の関税撤廃が不可能であると判断した場合には当該品目を例外品目扱いとせざるを得なくなる。除外品目や再協議品目等の例外品目と比較すれば、10年以内ではないとはいえ最終的には関税撤廃される品目の方が貿易自由化に資することは

<sup>174</sup> A.T. Gobbi Estrella and G.N. Horlick, 'Mandatory Abolition of Anti-dumping, Countervailing Duties and Safeguards in Customs Unions and Free Trade Areas Constituted between WTO Members: Revisiting a Long-standing Discussion in Light of the Appellate Body's Turkey—Textile Ruling', in L. Bartels and F. Ortino (eds), *Regional Trade Agreements and the WTO Legal System* (Oxford: OUP, 2006), 137.

明らかである。地域貿易協定における自由化のインセンティブという政策的観点からは、例外的な場合に10年超の関税撤廃期間を設けること自体を禁じる必要はないと考えられる。また、現行の規律においても例外的な場合を除いて10年を超えるべきでない規定されるのみであり、先進国においても10年超の関税撤廃期間の品目を有する現状において、このような規律強化の提案が受け入れられるかは疑問である。よって、まずは「例外的な場合」「十分な説明」について規律を明確化することが必要であろう。

「例外的な場合」の規律明確化については、具体的な内容については今後の議論によるものの、一例としては10年以内の関税撤廃では国内産業に著しい被害が起きるおそれがある場合といった定性的な基準を設けた上で、併せてEUが提案するような定量的な上限値を設けることにより、実質的に10年を超える経過期間を有する品目の総量を規制することが一案であると考えられる。今回の調査対象となった地域貿易協定について入手可能であったデータに基づけば、品目数ベースで、先進国で1～2%程度、開発途上国で5%程度の品目は10年を超える経過期間が必要となるであろうと考えられる。また、これらの基準が確立された際には、当該基準を満たしていることにつき、地域貿易協定締約国がCRTAへの提出文書等においてその旨説明する必要があるだろう。

また、前述 III.1 において、WTO ルール交渉において、最終的な関税撤廃率のみならず、経過措置に関しても基準を設ける提案が行われていることについて紹介した。「妥当な期間内」に「実質上のすべての貿易」について関税撤廃するとのみ規定されている現行の規律のもとで、前述 IV で述べたように経過期間においては各国がそれぞれのセンシティブリティに応じて様々な手段を用いた経過措置を設けている状況がみられた。従って、このような提案は現行の規律の明確化の範囲を超えた規律の強化ととらえられる可能性があり、その場合に各国の合意を得ることは容易ではないであろう。仮に、オーストラリアが主張するような協定発効時に関税撤廃率70%という基準を設けるとしても、今回調査対象とした地域貿易協定を見る限りでは、開発途上国に対してはこのような規律を適用することは現実的に難しいと考えられる。

### 3. 開発途上国間の地域貿易協定

開発途上国の地域貿易協定については、特別かつ異なる待遇(S&D)の観点が必要ではあるものの、どのようなS&Dの措置とするかは議論が必要であろう。今回は、世界貿易への影響が大きいかとして取り上げられることの多い開発途上国間の協定を3件とりあげて調査を行った。いずれの協定についても、経過措置についてはより先進国と比べて柔軟性をもたせているものの、最終的な関税撤廃の姿としては、先進国間及び先進国・開発途上国間の地域貿易協定並の関税撤廃率を実現している。一方で、調査対象とした開発途上国間の地域貿易協定は限られており、他に関税撤廃率が低い協定が存在することも多分に予想される。

このような現状において、開発途上国の中でも少なくとも先進開発途上国については、世界貿易に対する影響の可能性を鑑みれば、現行の規律のあり方について検討が必要となろう。具体的には、経過措置の部分においてより柔軟性を持たせつつも、最終的な地域貿易協定の姿については先進国と同様又はそれに準ずるような規律に服することが可能であるならば、最恵国待遇の例外措置を限定する観点からは望ましいに違いない。一方で、開発の観点から、授權条項という先進国間及び先進国・開発途上国における地域貿易協定とは別の規律がある現状において、このような規律強化には開発途上国からの強い反発が予想され、現実的には開発途上国の賛同を得ることは難しいと考えられる。世界貿易に大きな影響を与え得る先進開発途上国の

場合は、先進国との間の地域貿易協定を締結することも多いと予想され、その際には GATT 第 24 条の規律に服す必要がある。このため、GATT 第 24 条の規律の明確化を通じ、先進開発途上国に対しては他の開発途上国との間においても強制力は伴わないものの GATT 第 24 条の規律を一つの目安とするよう働きかけていくとともに、先進開発途上国以外の開発途上国に対しても自発的な努力を促していくことが重要である。

## VI. 終わりに

WTO ドーハラウンドは、米国、EU、インド、ブラジルの主要 4 カ国間の立場に歩み寄りがみられない中、年内の妥結を目指して交渉が行われている。仮に、同ラウンドにおける農産品、非農産品のマーケットアクセス交渉において大きな成果が得られないような場合には、現在の地域貿易協定の締結の流れがさらに加速化することが予想される。このような状況において、地域貿易協定が GATT 第 1 条の最恵国待遇の例外であることに鑑みれば、地域貿易協定の GATT 整合性について規律を明確化し、将来的に関税自由化の水準が低い地域貿易協定の乱立による最恵国待遇の侵食に歯止めをかけることが重要であることは言うまでもない。

本稿は、地域貿易協定の GATT 整合性について、これまでの議論や WTO における審査を振り返るとともに、限られた調査対象ではあるものの主要な地域貿易協定と考えられる協定の関税自由化の実態に関する比較調査という実証面から、現在行われている WTO ルール交渉の議論の背景及び今後の規律明確化に向けた議論の方向性を探ってきた。地域貿易協定の締結という実態が先行する中において、目的に照らして適切かつ各国が合意可能な基準について議論を進めることが急務であり、WTO ドーハラウンドにおけるルール交渉の加速化を期待したい。